

之儀に候間、此以後、聊爾之働不仕全命、彌可抽忠義事肝要思召候。猶德善院長東大藏大輔木下大膳大夫可申者也。

七月廿五日 御朱印

羽柴安藝侍從どのへ

楮右の首は、大佛の前に塚に築き籠め、首塚と號けられ之あり。此時の賞に、秀元卿を正三位參議に任せられしなり。秀元、御年齢も參らず、異國への總大將御奉候事、武家の名譽淺からざる儀と申し、晋州の城落去し、牧司を打捕り給ひし事、將の譽、此上あるべからずとて、諸將彌渴仰申されしなり。

一、晋州へ向ひ給はんと、釜山にて衆評ありし時、隆景宣ひしは、朝鮮人、大明の勢を語らひ、晋州へ後攻するか、さなくんば、日本勢晋州へ向ひしなれば、釜山に甲斐々々しき人數はあるまじきぞと思ひ、行仕る事もあらんかと存じ候。此心得をさせ給ひ候へかすと仰せければ、三奉行衆を先として、尤と同じ給ひて、伊達侍從正宗と、淺野彈正少弼、同息左京大夫、其外、舟手の衆少々、釜山に残し置き給ひし。然れば隆景

賢慮の如く、朝鮮人大船七八百艘、瀬戸口より釜山へ乗入りて働きし。淺霜臺の陣は、舟手近き所なれば、是へ朝鮮人働きし。霜臺父子、難儀に見えし所に、正宗勇を進め、異國人を大勢討捕り給ひしに依つて、霜臺恙なかりし。茲に因つて、正宗へ御感狀遣されてけり。又隆景は、井上伯耆守に、人數少々相添へて、釜山に置き給ふ。伯耆守は、名譽の勇者たりし者なり。小早舟に乗る。有田助右衛門とて、臺なし打つ事、無類の上手なりし。此者に臺なしを打たせしに、大船一艘微塵に打破りければ、船中の者一人も助からず、海に沈みてけり。然れば殘舟共、悉く押して逃げしなり。東國の大名衆には正宗一人、文祿二年の春、名護屋より差渡され、其年則ち歸朝仰付けられしぞかし。少しの間、釜山に居給ひし内、朝鮮人數百艘にて、勇を勵し戦ひ給ひ、大勢討捕り給ふ事、武道の冥加といひつべし。御感狀此の如し。

今度於釜山浦、淺野彈正父子、其外、諸軍勢及難儀候處、其方助合得大利候事、日本國中は不及沙汰、三國無比類高名、前代未聞候。且者其身名譽、但秀吉相計御目利與思召候。猶以無越度様に、其身才覺專一候也。

七月廿九日 御朱印

羽柴伊達侍從どのへ

右の如く御感狀頂戴し給ふ。正宗武道の冥加たり。又隆景、最前宣ひし所、符を合せたる如し。物厚き慮ぞと諸將宣ひしとかや。

一、秀元卿、晋州より打入らせ給ひておはせしに、上様より御誕にて、釜山浦に城築き給ふ。増田右衛門尉・毛利壹岐守・早川主馬頭三奉行にて、中國の人数を以て、調へさせ給ひてけり。其時、秀元へ、右の御感狀に添へられ、御仕置の御朱印此の如し。

安藝侍從抱の城

- 一、五千人 釜山浦 一、三千人 とくぬきの城 一、千人 瀬戸口の城
- 一、二百五十挺鐵炮。此内、一丁大筒・十五丁五十目・十六丁三十目・廿六丁廿目・六丁十文目・廿六丁六文目・百六十丁二文半目
- 一、六百五十斤鹽硝 一、百五十俵あらめ 一、四石五斗菜種但、來年種の取置き、此替り藏へ可入置
- 一、二百石ほし飯是は天守に可置 一、百七十俵繭 一、千七百石炭

右武具并鹽贈・雜子ほし飯・炭以下は、自然の時の爲に被籠置候間、成其意聊爾に不可召遣候也。

一、八百四十一石 大豆

一、一萬三千百石は、未だ此兵糧は藏に可置、何なりとも普請出來候て、人数歸朝の時より、十箇月分に候間、可成其意候。但、私兵糧持ち候者は、其儘可積置候。不持者は、此米下行仕り、其算用來春可申上候。此外、餘兵糧在之者、應人数令割符藏へ可入置候。然れば其方抱の端城へも、右武具鹽贈・雜子以下配分可入置候也。

文祿二年七月廿七日 御朱印

安藝侍從どのへ

一、各晋州より打入らせ給ふ所に、加藤主計頭、手勢計り引具して、北前より引入るべき由にてありしが、暫く音信もなきに依つて、何方へ出でられけるか、先さま知れざれば、事問ひ替へんやうもなしとて、諸將氣遣まし／＼けるに、九月の末に、釜山へ出で給ひて、今度達丹國の内、をらんかいといふ國へ打つて入りし。朝鮮國を離

れ、廿日路程押して入候ひし。をらんかい人は、鬪はんともせず、道筋を少し脇へ引退き、一圓構はざりし體にて候間、何方迄も押して入るべしと存じ候へども、兵糧乏しく、其上、通子なきに依つて口も通せず、路も續かざりし故、打入り申して候。朝鮮國とをらんかいの境、女直といふ所にて、朝鮮人五六萬取出で、以外、勇を顯はし戦ひ候。此時味方もなく、手勢計にて小勢なりし故、難儀の仕合に候と雖も、下々に至る迄、通るべき様なきに付きて手を碎き、朝鮮人を大勢討捕り、追散らしてこそ候ひつれ。危き仕合に候ひしと、諸將へ語り給ひし武勇に於ては、誰か是をさみせんやと、各宣ひしとかや。

一、名護屋より、秀元卿へ仰出されしは、其方事、釜山浦に在りて、方々城々萬事怠なきやうに下知を加ふべき由、御誕に依つて、釜山にて御越年ありし。然れば翌年の春、諸城普請等の儀、存じ寄る所有之に於ては、言上致すべき由、仰出されしに付きて、城々殘なく見廻らせ給ひし。諸城の衆、馳走尊敬筆頭に盡し難き故記さす。釜山へ歸らせ給ひて、諸城の様體、註進ましましたければ、上様の御氣色に應じ御感なされ、

則ち御上使差渡され、城々の様體御見せありし。其時の御朱印此の如し。

其表爲見廻美濃邊四郎三郎山城小才治被差遣候。長々在番辛勞不及是非候。殊普請以下丈夫に申付、番等無油斷趣被遂聞召候。猶以、兵糧當春舟數相揃、追々渡海の儀、被仰出候條、可成其意候。猶兩人可申也。

正月廿八日 御朱印

羽柴安藝侍從どのへ

一、楮釜山に倉を數多建て置き、日本より渡海の兵糧、鐵炮、玉藥、鹽、其外細々の物、差渡されしを、倉に積み置き、諸城へ割符して遣すべき由、上意に付きて、其沙汰仰付けられてけり。されば加藤主計頭殿、小西攝津守殿、島津兵庫頭殿、福島左衛門大夫殿、戸田民部少輔殿、生駒讚岐守殿、加藤左馬助殿、黒田甲斐守殿、毛利壹岐守殿、脇坂中務殿、此衆中、城持の衆にて、秀元卿を尊崇まします事、唯君臣の如くにおはせしなり。然れば上様より、秀元縁邊の儀仰付けらるべく候。五騎十騎の體にて歸朝致すべし。釜山浦には、手前の人數を添へて、元清を置き申すべしとの御誕にて、元清御

在番ありし。然れば元清へ、虎狩を任り、虎を取りて差渡すべしと、御朱印を以て仰出されしに依つて、虎狩させ給ひ、虎を二疋取つて、差渡させ給へば、上様御喜悅淺からずとかや。其虎則ち京都へ差上げられ、叡覽に備へられしとなり。其年、城持計、朝鮮に置かせられ、其外の衆、悉く歸朝仰付けられしなり。

一、右の翌年、京都に於て、秀元御祝言御調ありし。上様御誕に、今度の祝言に、日本始めての結構を盡さんと思ふなれば、日中に相調へ、諸人に見物せさせんと仰せられ、秀吉公も、戸田民部屋敷へ御下りなされ、塀の上に櫓をかけ、夫にての御見物。其御前にて御輿の請取渡之あり。眞に晴といひしは此時なり。渡し手は、藤堂佐渡守羽田長門守。請取手は、毛利大藏大夫元康渡部飛驒守なり。朝の五つ時より、晩の七つ時迄、諸道具を運びしぞかし。上様御見物とて、出御なされたるに依つて、諸大名衆多分、自身辻堅に出で給ふ。長柄の輿、御召替共に十三丁、網代の輿卅六丁、結構に飾り、金銀の金具を打つたる常の駕二百十六丁、御供衆諸大夫迄は、式正の装束、常の侍は長袴なり。尤も日本初めての祝言たるべしと、沙汰ありしなり。

一、最前日本の諸勢、方々にて朝鮮人を討捕り、溢たる形勢を聞き給ひ、帝王、都を去り、義州といふ所へ落行き給ひしが、加藤主計頭追掛け、王子を捕へければ、彌心細くして、明朝へ通達して、此難を救ひ給へとありしに依つて、遊撃將軍を總大將として、百三十餘萬の兵を、朝鮮へ差出せり。然れば遼東の境、一の先手小西攝津守行長、べあんの城にありけるを、之を圍まんとせしに、行長出張して戦ひ、明朝人數千人討捕ると雖も、猛勢なれば事ともせず、喚き叫んで懸りしかば、行長戦屈して、かせんほ迄引取りてありしに、都の諸將より、先手の城々悉く引拂ひ、都へ集らせ給へと、三奉行衆を先として、度々宣ひしに依つて、各帝都へつばませ給へば、遊撃一面目あるに似たりと雖も、かせんほより都へ打入るの中途へ、大明人附慕ひし時、隆景返し合せ大勢討捕り、散々に追散らし給ふ。其後、亦都にての合戦に、數萬討捕り、殘黨悉く追崩し給へば、兎角日本人に向ひ、鬪ふ事なり難し。此分ならば明朝迄も、押して入る事もありなん。日本と大明の事にはあらず。唯和朝との和議には如かずと思ひ、行長へ、通子を以て申しけるは、朝鮮の帝より、北京へ頼まれしに依り、一旦彼難

を救はん爲め、明朝より勢を出し候。我等日本へ渡り、上將へ、三國和議の事を申さんと存するなれば、渡海の儀を許し給ひ候へとなり。行長返事に、尤の仰に候。和朝より渡海せし諸將へ談じ、是より御返事申すべしとて、通子を返し、則ち名護屋へ、右の趣言上申しければ、上様聞召され、一段然るべき儀と思召し、早々差渡すべし。浦浦念を入れ馳走仕るべし。船中の事は、寺澤所へ仰付けられ候旨御誼ありし。然れば、行長所より遊撃方へ申し、各へ相達候處、遊撃の仰尤に候。御渡海ありて然るべしと一同仕候。泊々船中の儀共申付くべく候へば、少しも其御用意あるべからずと、いひ遣し侍れば、遊撃大に喜び、たんらうや、りらうやといひし者兩人、こもかいへ來り、行長に相對していふ、日本の上將へ、使を以て申したりとも、一往にては濟むべからず。往還も延々ならんと存するに依つて、我等罷渡候。留守の間、明朝の者共、何方に之ありとも、日本人、禍を仕給はざる様に頼存候。大明人共、少しも猥なる事仕るべからざる由、堅く申聞かせ、其上、人質として、兩人を、行長に預け申候とて、右の兩人を行長に渡し、遊撃は、上下八百人の積にて、名護屋へ渡りしなり。釜

山浦にては、瀬戸に五六日、順風を待ちて居たりし。御馳走大方ならず。又たんらうや、りらうやは、大明にて大名高官の者と申し、此兩人をこもかいに置きしなり。りらうやは、頓て病死したりし。其の代として、せきらうやといひし者を差越したり。たんらうやは能筆にて、縁を求めて、書物を所持したる者多し。遊撃、名護屋にて仕合克くて、朝鮮へ歸りしなり。其後、丹波國の住内藤飛驒守を御使として、北京へ遣されし。其後、又遊撃は日本へ渡り、彌和議の事申し、なり。此の如く重々和を請ひ申せしに、朝鮮へ出したる大明人、引取らざりし事、不審の儀ぞと申せしなり。一、朝鮮に、城持の衆計りありて、其外の諸勢は、一先づ歸朝仕るべき由、去年仰出されし。然れば攝津、河内の兩國、土手損じて水上り田島損じ、其上、所々民屋牛馬損せしに依つて、安藝中納言輝元に、此堤の普請仕らるべき由仰出され、三月より八月の中旬迄に、之を調へ給ふ。山崎より大坂の天満迄一筋、鳥羽より大坂の京橋迄一筋、又天の川左右、河内の五ヶ三ヶ、大和川の左右極樂橋迄築き給ふ。此普請の時、平瀨の筋向大塚の土手に、御茶屋を立て給ひて、上様、伏見、大坂上下の内、御茶を上げ給

はんとて、手軽く流石に結構に構へ給ひて、大坂より御上の節、御茶上げ申度由、言上申させ給へば、一段然るべく思召す由御誼にて、伏見御上りに御舟を寄せられ、御茶屋へ御上りなされ、御機嫌能く、普請抄行きたる由、仰せられて、定めて右馬頭進物仕るべしと、用意せんと思ひ、夫は必ず無用なり。進物といふは、機嫌能き様にこの事なり。何様の物を受け候とも、それは御満足に思召す事たるべし。内々右馬頭が心の通じたる事を承り候へ。只今御差しなされたる兩腰は、先年右馬頭進上申したる荒實國行の御刀、御脇指も右馬頭上げたりし清水藤四郎なり。此兩腰、少しも御放しなく差させられ候。是は仔細ある事なり。夢を見たる時、刀にて切ると思へば切れず、脇指にて突くと思へば立たずして、難儀するものなるに、さやうの夢を御覽なされし時、あらみ國行の刀にて切ると思へば、打付けし所、離れずといふ事なし。又清水藤四郎にて突くと思へば、裏かゝせぬ事なし。茲に因つて、腰を放されざるなり。是は右馬頭と隆景好曲なく、我を大切に存じ、上様も夫を御覽じ付けられて、御心安く思召されし。其天道たるべければ、何の進物も入らざる事ぞと御誼ありし

に依つて、進物は上げ給はざりしなり。偕御膳過ぎ、緩々と御座なされ、拍子はせぬかと御誼ありし。役者共御供仕りければ、則ち拍子之あり、吳服を拍子候て、樋口石見、藥院に向つて申し、は、些中國表の拍子を聞召さるまじく候かと申しければ、上様聞召付けられ、珍らしく一段然るべからんと御誼にて、輝元小鼓、元康大鼓、廣家は笛、ゆやを拍子給ひし。上様、御機嫌斜ならず、御盃を出し給ひしに、御盃を控へさせられて、婿殿は仕舞せぬ事はあるまじ。舞ひ候へ、夫を御覽なされ、御盃を上げさせらるべしと仰にて、秀元、老松のきりを舞はさせられし。其頃、下間少進法印に、仕舞御稽古まします最中なれば、別けて見事にありしとなり。上様、斯程あるべきとは思召さず候に、奇特の事と、御褒美なされしとぞ。其後、花洛にて、上様より、秀元卿へ御教訓の時、専ら此御仕舞の事を仰せられしなり。此次第、後の傳に記す。

一、慶長元年丙申、秀頼公始めて御參内ありし。此粧、伏見より御上洛、帝都にての御座所は藥院所なり。是迄伏見より辻堅は、烏帽子・襖袴にて、御路次の左右に伺公す。上様と秀頼公とは御車なり。秀頼公御幼稚の故、加賀大納言殿、秀頼公の御車

に乗らせ給ひし。其外、中納言の位迄は塗輿、其以下は騎馬。偕何れも面々の諸大夫袍衣、隨身烏帽子、襖、白張に至る迄、奇麗を盡し花を飾りし形勢、筆に及び難し。面々の供の者は、何程にても、其身心次第に召連れ、二行に打たせたり。御車、藥院へ入らせ給ひても、御供衆は、伏見に依へたる體にて、巳の上刻より申の下刻迄、引きも切らざりし。御參内翌日、禁中にて御能あり。秀吉公も御能遊され、家康は大黒の狂言させられ、輝元は小鼓の役、芭蕉を打たせ給ひ、大鼓は樋口石見なり。夫より二三日以後、上様より御用とて、隆景を召されし。則ち御參ありしに、御前には家康、利家、其外、歴々伺公ありし。隆景へ仰せられしは、隆景と安國寺を使に雇ふべしとて呼びしぞと仰せられし。隆景、其旨を存じ候と、御請け申させ給ひ乍ら、何事やらんといぶかしく思ひ給ひしに、宰相秀元所へ、使に頼むべきぞ。上様は、大坂より伏見御上りの時、右馬頭、大塚といふ所に御茶屋を建て、御茶上げ申度と申すに付、御成ありし。然れば種々馳走を盡し、拍子などありし。其時、宰相に、仕舞を見すべしといひければ、盃の上にて舞ひしに、殊の外、仕舞見事なれば、定めて精を盡して稽古し

たるものと思ひ、上様や隆景などは、何事をしても、物毎の議定を堅め、其上にての事なれば、當座の慰氣を轉ずる事の便に、種々の儀をさせられ候。上様も能に好き候。其驗を見せんと仰せられ、謠の本箱を御取寄せなされ、其中より謠の本を取り出させられ、是は觀世宗節が自筆自抄の本、二百番ありとて、御取出ありて、其下より大帖の物を御出しなされ、是を見候へば、直人の扶持方、又切符の書立なり。是を以てこそ、増減の沙汰をもするものなりと思召して、假初の御歩きにも、之を放されざるなり。斯様に肝要の事を定め置き、其上の遊事にてあるに、宰相など物に好き頓着しては、あの年頃の者は、物に貪着して、肝要の事を忘失するものなれば、仕舞などに心を入れ、好き過しなば、餘事を忘るべきなれば、今よりは仕舞をも止まり、萬事物に好かずして、世間の儀を肝要と仕るべき事、專にすべし。此由を申聞かせん爲め、兩人を雇ふぞと御誼ありてければ、隆景も安國寺も、有難く忝き仰なりと思ひ給ひて、感涙を流し、出で給ふ。御座中の衆、各之を承り、有難き御誼なりと、皆落涙ましまししとかや。隆景、安國寺、則ち秀元卿の御宿へ御越ありて、御誼の様體演説まし

まして、其時も隆景は、暫く落涙させ給ひてけり。夫より秀元卿、仕舞を御止りありしなり。

一、秀吉公命じて、今年家康を、内大臣に任せしめ給ふ。又遊撃來朝、今度は明朝より渡海し、北京の帝より、秀吉公へ進物夥し。本朝の將達へ、裝束を送りしなり。秀吉公御對面ありて、御會釋さまぐにて、御音物過分に遣され、北京の帝へも、日本物を種々獻せしめ給ひしなり。

一、秀次公と申すは、秀吉公の御猶子たりしに依つて、天下の政務を御讓ありて、聚樂の御城へ移らせ給ひ、秀吉公は、太閤と申し奉りて、伏見に御城を築き御座ありて、秀次關白職に昇らせ給ふ。始の程は道を嗜ませ給ひ、正路におはしければ、太閤御所の御讓を請けさせ給ひしも理なりと、諸人信を凝らす所に、世の變化は、貴も賤も遁れんとするに道なし。永祿四年に至りて、秀吉と不和にならせ給ひ、則ち亡び給ひしなり。此源を尋ねるに、天下の政道正しからず、侈に乗じ給ひて、不道の義多し。然りと雖も、秀吉公、御一體の御事なれば、下愚はひそめき合ひても、秀吉公御存じな

ければ、御中、水魚の如く御座ありし。然れば彌々侈らせ給ひ、妊みたる女の腹を割きて、子のやどり様を見給はんとて、罪なき女を害し給ひ、腹を割きて見給ひ、或時は聚樂の南の門矢倉にましゝて、北野參詣の者を、鐵炮にて打ち給ひし事、度々に及びし。夫さへ惡行の頂たりしに、剩へ秀吉公へ、隱謀の企ましゝし事、分明なりとて、上様へ誰人か申上げければ、内々の不道の事共、悉く露顯せし。上様聞召され、是ぞ國家を亂す逆臣たり。急ぎ誅罰せずんば悪しかりなんと御誼にて、夫々の攻口を定めさせられし所へ、秀元卿御登城ありしに、上様仰せられしは、其方は若き者と いひ、人數も多かるべし。東寺の口、六借むっかしき所なれば、此口を請取るべしとの御意にて、其用意させ給ひ、諸勢の手分などある由、秀次關白聞召し、是は是非に及ばざる儀なり。おぼろげにてはなるまじ。何卒申開きて見ばやと思召し、僅に十騎計にて、伏見へ御出ありて、某、上様に對し、隱謀を企て申すと聞召されしに依つて、討手を下されんと御誼の由、傳へ承り候。御尤の御事たりと雖も、隱謀の儀、全く以て御座なき事なり。奸佞の者、事を左右に寄せ、讒言仕りたりと存じ候。何の恨ありて、邪儀

をなし奉らんや。御慈悲御愛憐の賢察を垂れ給ひ候へ。何様の儀を以てなりとも、御意に叶ひ申す事を、神にかけ佛にかけて、偽らざる所を、御目に懸け申すべく候。是は讒者の無實の由、肝膽を碎き、ある程の詞を盡して仰せ上げられし。秀吉公間召され、左様あるべしとこそ思召され候。然るに於ては、謙下の爲めに候間、急ぎ姿を替へ、高野へ登山して、罪なき旨申譯仕るべし。是れ禮儀の作法なりと仰なり。茲に因つて、秀次公、七月八日に、伏見より直様高野へ赴かせ給ふ。哀なりし形勢、譬ふべきやうもなし。然るに福島左衛門大夫・福原右馬助・池田伊豫守二人を、高野へ遣され、文祿四年七月十三日、切腹せさせ給ひしなり。盛者必衰の理、古來より申し事疑なし。古人の歌に、

秀次自盡

誰も見よ満つれば頼てかく月の十六夜の空や人の世間

と詠せし事、實にもと思ひ知られたり。秀次へ親み深かりし衆は、秀吉公より悉く御誅罰ありし。其人々は、木村常陸介・前野但馬守・同息出雲守・明石左近木下大膳大夫・羽田長門守・小堀信濃守、其外は秀次の家老なり。

一、右の先五月に、白江備後守とて、秀次公の執事、大名なりし。其頃迄は、秀吉公と秀次の御中、水魚の如くおはせし。輝元、大坂の船場の屋敷にまし／＼けるに、備後守見舞として、京より下りて、種々捧物などありし。輝元も別けて馳走せさせ給ふ。然れば備後守申されしは、秀次公へ、内々御懇切を盡させ給ふ。彌御馳走あるべしとの誓紙を、御進上候て然るべく存候。御前の儀は、吾等斯くて候へば、御心安かるべきにて候。誓紙差上げ給ひたる衆多く候故、内證を申候。斯様の事は苦しからざる事に候へども、世間に流布なきやうに候て然るべく候と、林肥前守といひし者にて申されし。輝元は、生得正直にまし／＼て、誓紙差上ぐる衆多き由、聞かせ給ひ、是はさもあるべし。然らば吾も誓紙進上申すべしと思召し、然らば備後守世間に流布なきやうにと申したるを信じ給ひ、伯父元清、其頃、大坂にまし／＼けれども、之を密し給はん爲め、異國舟見物に出でさせ給へと、輝元より勧め給ふ。此舟は、異國舟難風に逢ひ、土佐國へ流れ寄りしを、長宗我部所より、秀吉公へ言上申しに依つて、増田右衛門尉殿を遣され、船中の仕置仰付けられ、舟を堺の津へ漕廻せしを聞及び、

見物の貴賤、穩便ならぬ事なりし。元清も、之を見物候へと勧め給ひし。元清卿は、此見物好き給はざりけれども、頻に勧め給ふに依つて、さらばとて、出で給ふ跡にて、誓紙を備州に渡させ給ひし。備州請取りて、一段然るべく候。逆もの事に、宰相殿にもさせ参らせられ然るべく候と、申されしに依つて、秀元卿へ、輝元より此由を仰せられし。秀元は、御意其旨を存じ候。是は御無用の事と存じ候へども、早御渡なされければ力なし。然らば案書を下され候へと仰せければ、最前の留書を渡させ給ふ。秀元之を御覽ありて、我等は是に少し書加へ度文言御座候。如何御座あるべく候かと仰せければ、何たる文言にて候かと問はせ給へば、太閤様御同前に馳走致すべしと書き申度候と宣ひし。其時輝元、寔に是は尤なり。我も斯様に調へたらばよかるべきものをと、後悔ましくけれども、早渡させ給ひしに依つて、力に及ばれず。秀元は、左様に調へ給へと仰せられて、其文言を書入れさせ給ひし。元清、極晩に歸らせ給ひしに、誰人か告げ申しけん、右の次第委しく知召し、是は一大事の儀を仕給ひたる事かな。猶も様子を能く聞届け、何卒方便もありたき事と思召し、秀元卿を

呼び参らせられて、此儀を尋ねさせ給ひしに、爾々存せず候と仰せければ、元清大に喜ばせ給ひ、偕々秀元の心中を量り、安堵此上はなし。我れ此事をば委しく聞きたれば、疑ふ所なし。秀元、我に隠されしは、定めて輝元、此儀を口外仕るまじき由、深く仰せられたるに依つて、我に隠さるゝと覺えたり。左様に輝元の仰を堅く守り、我にさへ隠されければ、此上の喜はなしとて、大に感じ給ひしとなり。夫より急ぎ輝元卿へ参らせ給ひて、備州へ御誓紙渡され候由、承り及びて候。此は一大事の儀と存候。今に於ては彼案書を、急ぎ太閤様の御目に掛けさせ給ふより外あるべからず候。此儀、自餘の口より、上様聞召され候ひなば、御家の滅亡、此時と思召し候へ。我等爰許に罷居候に、御隠しなされし事、先づ以て御分別違ひ申して候。片時も急ぎて、伏見へ御上らせ候へと宣ひければ、輝元行當らせ給ひ、誠に是は卒忽なる事を仕りたる事かなと、思はせ給へども、是非に及ばれざるを、上様の御目に掛け給ひて、自然毛を吹いて、疵を求むる様にあらんも如何なり。備州も、世間に流布せざるやうにと、堅く申せしなれば、隠密あるべし。如何あらんかと、うかれてましくければ、

元清、何とて御延引候や。是にも非にも、早々御目に掛けさせられ候へ。是を御覽なされ、御機嫌悪く候ひなば、我等に御はね候へ。我等此儀を負ひ申すならば、御家の續き候様に、方便もあるべく候。他の口より聞召されなば、左様の儀もなり難からんなれば、御家の亡びん事、目前に候ものをとて、安國寺を呼ばさせ給ひ、評定ありて、安國寺に、林志摩守といふ者を差添へ、右の案書を奪ふ如くにし給ひ、伏見へ上させ給ひしに、仕合能くて、安國寺直に上様へ言上申され、案書を差上げ給へば、上様、案書を御覽なされ、智殿が書物、出かしたりと御褒美なされしとなり。是は秀元卿を、上様の智になされし故、斯く仰せられしとかや。安國寺へ御誕に、誓紙の案書、御目に懸け申されし事、念の入りたる儀、御祝着に思召さるゝ由御誕にて、急ぎ大坂へ下り、此由、申されしに依つて、輝元・元清、安堵ましくてけり。此到來なき内は、固唾を呑んで、氣遣させられしぞかし。實に此儀、上様と秀次、御中不和にならせられし時分、聞えたらんに於ては、毛利の御家は、危き事なりしに、元清卿の慮故に、別なる事なし。後に隆景、聞かせられて、元清を大に感じ給ひし事、おぼろげならずとなん。

一、元清卿、才智深くおはせし中にも、奇特なりしは、今度假初に上洛ましくて、上様と秀次公、御中頓て悪き事で出来なんといふ事を見付けさせ給ひしは、慮深き事なり。輝元卿大坂におはしますに付、或時秀元、御見舞として、伏見より御下ありて登らせ給ひしに、元清卿、さらし迄送らせ給ひ、船中にて、伊秩安房守・福原織部・山崎與右衛門・三吉藤右衛門・西孫兵衛、彼等を側近く呼び給ひて仰せけるは、今程豊饒なりと雖も、秀次公の御行跡を聞くに、謂はれざる事のみ多しと聞え候。太閤御一體の事と存じて、上様へ申上ぐる人も之なきに依り、今迄は何の碍もなく候。上様聞召付けられなば、秀次御大事たるべし。さあらん時は、天下の煩たるべし。萬事は上様御一言にて、相濟むべきなれば、各事は、秀元へ心を添へ、油断なく物毎に心を付け候事肝要なり。公義を守り、世間より誹に會はざるやうに、心掛肝心たるべし。此儀忘却あるべからずと、堅く仰聞けられし。是は何たる沙汰もなく、上様と秀次の御中、水魚の如く御座ありしに、何事に斯様に仰せられ候かと申合ひし所に、夫より一ヶ月程ありて、伏見より聚樂へ、切々の御使あり。是は何様の御仕置の儀共、御談合

の御使ぞといふ者もあり。亦秀次公、御行跡悪しきに付きて、其の御異見の御使なるべしといふ者もありて、ひそめき廻りしに、頓て御義絶になりし。其時、最前元清卿仰せられし事、奇特の儀ぞと、各寄合ひ感心仕りしぞかし。

一、慶長二年、朝鮮へ、又諸勢を差渡すべしとて、元日に、秀吉公仰出されしは、安藝の宰相事、今度も大將として差渡すべきなれば、其用意仕るべき由、御誕に付きて、諸卒に用意の儀共仰聞けられし。然れば二月に、人数備と御誕の條數の御書付を出ださせ給ふ。

一、一番、一萬人三備加藤主計頭、七千人二備小西攝津守、此兩人先手二日替り。但し鬪取。非番は、二番目に備ふべきなり。

千人 羽柴對馬侍從 三千人 松浦刑部卿法印 二千人 有馬修理大夫
千人 大村新八郎 七百人 後藤大和守

合二萬四千七百人

三番、五千人 黒田甲斐守 二千人 毛利壹岐守 八百人 島津又七郎
同 豊前守

六百人 高橋九郎 三百人 秋月三郎 五百人 伊藤民部大輔
八百人 相良宮内大夫

合一萬 三備

四番、一萬二千人 四備 鍋島加賀守 同 信濃守
五番、一萬人 三備 羽柴薩摩侍從

六番、三千人 羽柴土佐侍從 二千八百人 藤堂佐渡守 二千八百人 池田伊豫守
二千四百人 加藤左馬助 六百人 來島出雲守 千五百人 中川修理大夫

二百人 菅平右衛門

合一萬三千三百人

七番、七千二百人 蜂須賀阿波守 二千七百人 生駒讚岐守 千二百人 脇坂中務少輔
合一萬千百人 三備

八番、三萬人 五備 胴勢 羽柴安藝宰相
一萬人 三備 胴勢 備前中納言

此兩人先陣替り、釜山浦城、筑前中納言一萬人。此内、三ヶ所の城々へ、見計らひ加勢あるべきなり。御目付太田飛驒守三百九十人。あながうらいの城、羽柴柳川侍従五千人。かどくの城、高橋主膳正五百人。筑紫上野介五百人。竹島の城、羽柴久留米侍従千人。せつかいの城、淺野左京大夫三千人。城々在番衆。合二萬三百九十人。總都合十四萬千四百九十人、壹岐、對島、釜山浦、名護屋、寺澤、志摩守、右三ヶ所に續舟を置き、毎日先手より註進、無油斷可申候也。

條々

- 一、先手働之儀、加藤主計頭、小西攝津守、以鬪取上二日替たるべし。但非番は、二番目に可相備事。
- 一、三番目、黒田甲斐守、毛利壹岐守、島津又七郎、高橋九郎、秋月三郎、伊藤民部大輔、相良宮内大輔可相備事。
- 一、四番、鍋島加賀守、同信濃守。
- 一、五番、羽柴薩摩侍従。

一、六番、羽柴土佐侍従、藤堂佐渡守、池田伊豫守、加藤左馬助、來島出雲守、中川修理大夫、菅平右衛門。

- 一、七番、蜂須賀阿波守、生駒讃岐守、脇坂中務少輔。
- 一、八番、安藝宰相、備前中納言。此兩人朋勢可爲替々事。
- 一、釜山浦城、筑前中納言御目付太田小源吾在番仕り、先手の註進無油斷可仕事。
- 一、あながうらいの城、羽柴柳川侍従在番。
- 一、かどくの城、高橋主膳、筑紫上野介在番。
- 一、竹島の城、羽柴久留米侍従在番。
- 一、西生浦城、淺野左京大夫在番。
- 一、先手の衆爲御目付、毛利豊後守、竹中源介、垣見和泉守、毛利民部大輔、早川主馬頭、熊谷内藏丞、此六人被仰付候條、任誓紙旨惣様働等之儀、日記相付候て、善惡共に見隠し聞隠さず、日々可令註進事。
- 一、諸事高麗にての様體、七人より註進申上ぐる儀、正意にさせらるべき旨、被仰聞。

候間、存其旨、縦雖爲縁者親類智音、最員偏頗なく、有様に可註進事。

一、先手働之儀、各以相談の上、多分に付可隨其儀、拔駟に一人二人として申破候者、可爲曲事事。

一、於何方も可爲野陣事。

一、赤國不殘悉く一篇に敗北申すに付、青國其外の儀は、可成程可相働事。

一、舟手の働入候時は、藤堂佐渡守・加藤左馬助・脇坂中務少輔、兩三人申次第、四國衆菅平右衛門、并諸手の警固舟共可相働事。

一、右働相濟む上を以て、仕置の城々所柄の儀各見及び、多分に付きて城主を定め、則ち普請等之儀、爲歸朝衆令割符、丈夫に可申付事。

一、右七人の者共にも、七枚起請書かせられ、諸事有様の體可申上旨被仰付候條、忠功の者には、可被加御褒美候。自然背御法度、族有之者、右七人申次第、不寄誰誰、八幡大菩薩可被加御成敗候條、得其意不可有油斷事。

一、自然大明國の者共、朝鮮國の都より、五日路も六日路も、大軍にて罷出於陣取者、

各令談合、無用捨可令註進候。御馬廻迄にて、一騎懸に被成御渡海、即時に討果、大明國迄可被仰付候事、案の中に候條、於油斷者可爲越度事。以上。

慶長二年二月廿一日 御朱印

羽柴安藝宰相どのへ

一、右の如く、御朱印出され、今度は古都と聞えし金州を攻取り給ふべき由、御誕なり。然れば卯月に、秀元卿、伏見を立たせ給ふ。隆景、三原におはしますに依つて、朝鮮への御暇乞として寄らせられし。隆景事々しく御取持淺からず。今度も總大將軍御奉り候事、武家に於ての名譽、此上はあるべからず。上様の御恩、滄海よりも深く候。此の儀、忘れ給ふべからずとて、悉皆主君のあひしらひになんおはせし。御出船の時、すなみといふ所の沖迄、船中にも、弓箭古實の御物語にてぞありし。無情は常ならぬ世の習なり。無常の風荒くして、六月十二日、隆景頓死せさせられ、毛利の家、大火を消したる形勢にて、歎かぬ者はなし。然れども秀元卿は、朝鮮の大將奉る事なれば、六月廿八日、藝州廣島を御出船ありて、朝鮮へ赴かせ給ひけり。

隆景逝去

秀元再び
朝鮮へ出
征

一、隆景逝去ありし事、伏見へ註進ありしに、上様聞召され、御手を打たせられ、偕々惜しき事かな。近世日本の賢人にてありしに、手に及ばざるは此道なり。智謀才覺を以て、命を延ぶる物ならば、隆景は、百歳迄も息災にてあるべきに、死の道には、何事も叶はぬ證據ぞと御誼ありければ、御前に、前場半入といひし御伽衆、伺公申したりしが、御誼の如く、惜しき人にて御座候。能き中國の蓋にて御座候ひしに、是非なき儀と申しければ、上様仰せられしは、偕々汝は眼の小さな者なり。其眼を持ちたりし故、其體にてありしなり。隆景を中國の蓋と見たる事、不便なる眼なり。日本の蓋にしても、蓋の餘る程なる隆景にてありしものと仰せられし。御前にありし人、偕々隆景は、死後迄名を上げられたり。上様別けて能く思召し、或時、中納言の位に任せらるべしと思召しけるが、之を仰出されたらば、辭退申さるべしと思召し、御出拔ありて、御饗とて召寄せられ、公卿の膳を居ゑかけさせられしに、隆景は、御膳夫などの誤たるべしと思ひ給ひ、公卿の膳より食を取下し申されしに、上様御機嫌能く御笑なされ、隆景時宜尤なり。此儀を兼て仰出されたらば、定めて辭退あるべし

と思召して、仰せられざりし。今日吉日なれば、參議官を越え、中納言に任せられしぞ。夫故、公卿の膳の事、仰付けられしぞ、其儘受け用ひ候へ。禁中へも奏聞なされしなれば、上京して參内候へと御誼にて、隆景は感涙を流し、面目身に餘りてぞ見えし。此の如く思召入れらるゝ人、諸大名多しと雖も、誰か斯くありし。上様斯様に思召す事、賢人故なれば、淺からざる人にてぞありし。上様御誼に、往昔平家小松の重盛を、日本の聖人たるべしと雖も、其分野を聞くに、勢虚けたる事多し。念もなく隆景には及ぶまじきものを。先づ父の清盛、諸國上下の舟、播磨灘にて難儀するといふなれば、兵庫に築島をして、此難を救はんとて、多くの國々の人々の力を以て築きしに、大海の潮早き所なれば、築き止むる事ならざりしを、是は唯、龍神の納受なき故たるべしとて、種々の祈念を凝らしと雖も、成就せず。さらば人柱を立てんとて、過なき往來の者を捕へ、人數の揃ふ迄とて、捕へし者共を押籠めて置き、苦みを見せし事は如何。龍神に祈誓せんより、斯様の無道をこそ止めたき事かや。又舟の掛場をせんとならば、むこ山の下迄なりとも、何とて掘らざるや。掘りたらば、人力は多

く入らずして、舟の掛場は、拔群廣からんものを、清盛之を知らずとも、重盛利發ならば、之をいふべきなれども、共に以て暗主なり。又清盛が行跡、人望に背きし事多し。天下の咎に會ひ、當家亡びん事近かるべし。何卒此惡行を止めぬるやうに、神力を頼まざれば成難しと思ひ、熊野へ參り之を祈り、若し此儀叶はずば、重盛が命を縮むるやうに守らせ給へ。我れ永へて、家の亡びんを見んもうたてければ、世を早うせんには如かじとて、我と吾身を調伏せし事、左様に家の亡びん事を見付けたらば、多き一族の中、形の如く利發なる者もあるべきなれば、夫と能く評定して、清盛をば押籠めて置き、國家の穩なるやうにし、禁裏仙洞を崇め奉らば、家も長久に、國々も能く治まるべきものを、又源氏を悉く亡せしに、頼朝を扶けしは、不覺の頂たり。池の尼公がいへばとて、助くべきものにあらず。其上、流人となすならば、西國方へは遣さずして、源家代々持傳へし東國へ流したる故、古の好を思ふ者共ありて、頼朝に親みて、幾程なく頼朝に亡されしと聞えたり。重盛、聖人ならば、何とて斯くあらんや。此の如く愚蒙の事多かりしに、日本の聖人たるべしといひしは、實しから

ぬ謂事なり。隆景は、斯様の事をば、笑しく思はん者ぞと仰せられし事、各も聞き給ひしぞかし。能々御覽じ付けられし事あればこそ、斯様の御誼ありつらめ。淺からざる事、奇特の人にてありしと申されしとかや。

一、秀元卿は、朝鮮へ早速着かせ給ひ、釜山浦にて諸將を集め、衆評定ありて、勢を二手に分けて、全羅道發向とて、北の口は、秀元向ひ給ふべしとて、先手は黒田甲斐守、南の口は備前中納言殿、向はせ給ふべしとて、先手は蜂須賀阿波守なり。北の手に、雲峯・高石山といふ兩城に、朝鮮人楯籠りてありしを、即時に攻落し、大勢討捕り給ひ、南の手には、南原といふ城、是も同日に攻落されしかば、全州へ、南北共に押寄せ給ひしに、右の城々、攻落されたるを聞きて、全州をば、自ら放火して逃げ去り、一人も残らず退散してんけり。其焼跡へ、各參會して評定まし、慶尙道・全羅道を、残りなく切捨にして、又帝都迄も發向あるべしとなり。朝鮮人は、諸所に城を構へ、楯籠りてあるを、方々にて、或は千二千、或は五百三百、打捨にさせ給ふ。朝鮮人にも、勇者共ありて、手柄をせし者多かりしに依つて、日本人手負討死も多かりし。斯く

ありし故に、日本人勇を嗜みてけり。天安といふ所にて、先手の黒田甲斐守へ、大明人数萬出向ひて、一戦に及ぶ。甲州の内、究竟の馬上の者二十騎餘討たれ、甲州は小勢にて、難儀の由告げ來りしに依つて、秀元卿駈付けさせ給ひ、大軍を追散らし、數千騎討捕り給ふ。明朝人共、大山のありしに逃上りて、通子を出して申しけるは、朝鮮より、大明の助力を頼む由、歎き申すに依つて、朝鮮の帝の難を救はんとて、明朝より兵を出す。其人数に催され、罷出でしと雖も、此後、日本の勢に向つて、軍仕るべからず候。當軍の儀は、何様とも、仰に隨ふべきなれば、御憐を下し給ひて、此旗、御大將の御判を給はり候やうにとて、錦の旗を持參して、ひたすら歎き申すに依つて、諸將へ、此事如何あるべきかと尋ねさせ給ひければ、將達相談ありて、唐人の望に任せ、御判遣され然るべき由申されしに付、秀元卿、右の旗に御判を居ゑられ、遣されしなり。

一、今度又、遼東邊迄押入り給はんと、諸將相談ありて、既に公州といふ所迄押させ給ふ。此所より帝都へは、八里ありとなん申しければ、明日は都へ入らせ給ふべしと申す所に、名護屋より仰せ出されしは、諸軍勢悉く釜山へ集り、諸城を堅く守るべし

との御朱印到來に依つて、公州より引入らせ給ふ所に、文儀といふ所にて、朝鮮人に大明人加はり、四五萬程にて附き慕ひしに返し合せ、數千人討取り、散々に追散らし給ふ。其時、三吉が内作木平右衛門といひし者、大明人を討つて、其首を持參せし。此頭、色も變らず、顔色眼等唯生きたる者の如くにてありし。奇妙なるとて、諸人を見申しなり。

一、昌州といふ所にて、秀元卿は、山の麓に陣取りておはせし。然れば夜半時分に、毛利大藏と、宍戸備前守兩人より申し來りければ、後の山、宵より殊の外さなり仕候。定めて敵出で申したるかと存候。其爲め註進仕候と申越したりければ、旗本の者共、油斷仕るべからずと下知ましましたければ、諸兵うき出でて相待つ所に、曙に御陣の上の峯に、大勢金具を鳴らし、指笛を吹立て襲ひ來りければ、秀元の仰に、桂藤兵衛、鐵炮の者を率して、山へ上げて見せ、異國人の行に依つて、味方の謀、如何様にもあるべきぞと仰に依つて、藤兵衛、鐵炮の者三百程相順へ、山の半程迄上りたりしに、異國人共、矢を少々射かけて、其儘逃げしを、ひたもの兵を上げて追はしめ給ふ。後

よりは、大藏大夫と宍戸が兩備の勢、打つて懸りければ、前後の勢に度を失ひしと雖も、朝鮮人ども、遁るべきやうあらざれば、爰を最期と闘ひしに依つて、日本人討死も手負も多かりし。されども崩足の事なれば、日本人勝に乗つて戦ひ、數千騎討取りければ、殘少になつて敗してけり。此時、吉見長次郎、一廉の者討取り、家來の者共數輩、高名せしに依つて、御褒美ありしなり。最前朝鮮人、峯へ上りし時、三原衆は、右の方に長き谷ありしに、陣取りて居たりしが、包久内藏丞、豊島東市介兩人參りて申しけるは、向の山の鼻を廻らせられて御座候へかし。然れば三原の者共、七八千御座候へば、之を伏せ申すべく候。向の鼻を廻らせられたらば、此山下に人はなきぞと心得、うか／＼と下し懸けて參るべし。能きつかひを見合せ、伏を起し申すべし。其時、山の鼻を押返させられなば、ある程の者は討たれ申すべしと存候由申しければ、謀の次第は尤なれども、早寄せかけたるを見かけて、左様にはならざる事ぞと仰せられ、御同心なかりしかども、朝鮮人を大勢打取らせ給ひてけり。其所より二里程、東に古館あり。往昔三韓といひし時、一韓の都にてありしといひし所なり。館の

西の方に川あり。さまで大河にてはなし。水は淺くして河原廣し。其河に石橋あり。柱も貫も板敷も、悉切石にて掛けたり。橋の長さ三町餘、廣さ四間餘なり。所柄都ともいひつべしと、諸人申しゝぞかし。

一、世虞州といふ所へ着かせ給ひしに、安國寺申されしは、此所は朝鮮の武勇の者多くありて、最前度々日本人を討捕り、通路切をして、日本人を惱したる所にて候。兵を差出され、近方を打破らせ給ふべくもや候らんと申されければ、さらば近方二三里をば打破らせ給はんとて、兵を出させ給ひし。然るに御手勢の内、一萬は吉川廣家に付きて、泗川の普請に遣され、一萬は宍戸備前守に付きて、蔚山の城普請に、昨日より遣され、御旗本三萬餘之ある勢を、五六千差出されしに、加野山といふ山に、朝鮮人數萬楯籠りてありし所へ攻懸けしに、朝鮮人に勇者共ありて、手痛く働きしに依つて、攻倦んで、日本人引色に見えし由、申し來りければ、秀元卿駈出でさせ給ひ、敵多勢と見て、臆したりと見えし、沙汰の限なり。尋常の如くしては悪しかりなん、端武者共には懸るべからず。大將と見えし左峯に控へたる所へ、打つて懸るべし。

一足も退くと見ば、則ち打つて捨つべきぞとて、自身驀地に懸らせ給ひければ、晴の軍とは是なるべしとて、我もくくと面も振らず懸りし。朝鮮にて、隠なき大力の剛の者といひし彼を、其時討捕り給ひし。生捕の者此首を見て、涙を流しける。通子にて故を尋ねさせ給へば、是こそ隠なき勇者にて、日本人の首七十餘取りたりし者なり。楊祿峯と申したる者なり。勇者なりし故、大將になしたる由申しなり。此者、討たれしに依つて、周章て騒いで敗しけるを、ひた攻に追付けく大勢討取り、加野山を焼拂ひしなり。秀元自身懸らせ給ひ、大勢の中へ進み出でさせ給ひ、追崩し給ひしぞかし。御手を碎かれしに依つてこそ、勝軍とはなりしぞかし。此所にて最前熊野權四郎とて、安國寺、別して取立の者にてありし。彼を始め歴々の者共、多く討れたる所なりし故、安國寺、右の如く申されけるかとなり。秀元卿は、未だ功も積り給ふまじきに、生得勇と謀才に産れ付かせ給ふ人なりと、右の様子を聞給ひし人々、皆感せられしとかや。夫より九月中旬に、秀元は、梁山に至りて、打入らせ給ひてけり。

一、秀吉公より、早々諸勢を引取り、城々の仕置申付、普請出来次第、諸軍勢歸朝仕るべき由、御誕に付きて、秀元は諸將を集め給ひ、城々の手賦あり。各相談ありて、蔚山は北の手先なれば、加藤主計頭を置き、順天は、南の手先なれば、小西攝津守を置き給ふべしとて、此普請を急がせ給ふ。秀元、旗本の人数を以て、梁山の城を築き、是には黒田如水、同息甲斐守、此父子を置き給はんとて、普請を仰付けられ、備前中納言殿は、手人数を以て、順天の城普請を調へ給へ。其外、四國・九國・中國の衆、城々の普請を請取り、大方普請出来したれば、各歸朝あるべしと、上より下に至る迄、喜びし事限なし。秀元卿は、諸城の普請、定めて年内に調ふべきなれば、改まり早々歸朝させらるべしとて、梁山の普請を急がせ給ひし。梁山より釜山浦へは、行程八里なり。普請十二月十日頃には、石垣・堀・塹迄も濟みしに依つて、如水甲州父子、十二月十八日に入城ありて、秀元卿は、城より一里隔て、南の原に陣屋を構へて御座ありし。下々の輩、爰にて越年すべしとて、釜山にて用所を調へ、分々當々の營してありし所に、廿三日の夜半過に、飛脚來りて、蔚山へ大明人猛勢にて寄せ來り、廿二日の未明

に、普請小屋へ押懸け候所に、各取合ひ出向ひて戦ひしに、阿曾沼豊後守・冷泉民部少輔・都野三左衛門を先として、大勢戦死仕候。唐人をも數百人討捕り、残る者共を、淺野左京大夫殿・太田飛驒守殿・淺口勝九郎一手になりて、小川のありしを追渡し、其勢に、普請小屋にありし衆、城へ取入れ候。加藤主計殿は、西生浦へ御越ありし留守の事にて候と申しければ、唐人は猛勢かと問はせ給へば、事々しき事に候。各出向ひ防ぎ戦ひ給へども、猛勢にて入替りく戦ひて候。城へ漸く取籠らせ給ひ候を、其儘城を圍み候と申しければ、主計殿留守といひ、心元なき事なり。片時も急ぎ向ひ給はんとて、西高麗に居給ふ衆へ、此の如くの到來に候。其表城番を堅く申付けられ、備前中納言殿・順天にましくて、其外の衆は、なるべく程急ぎて、西生浦へ集り給へと、秀元卿より早飛脚を以て仰遣され、名護屋へも御註進ありし。則ち御朱印此の如し。

十二月廿五日の註進狀加披見候。大明人蔚山表へ罷出に付、則懸付候由尤候。各遂相談無越度様可申付候。寔早速可討果と察思召候。御仕置の城々出來

候者、可歸朝由、度々被仰遣候處、致在陣今度會手候事、御感不斜候。寒天一入辛勞候。自此方も御人數輝元・増田右衛門尉・因幡・但馬・紀伊國・大和衆、其外、九鬼以下、追々可被差遣候。可得其意候。猶吉左右待思召候也。

正月十七日 御朱印

安藝宰相どのへ

秀元卿は、廿五日の早旦に、黒田甲州を先手として打立たせ給ひ、其日はくちまんの城へ着かせ給ふ。梁山の城には、如水を残し置かせられしなり。廿六日には、西生浦に着かせ給ひ、蔚山の體を尋ねさせ給へば、殊外、城堅固に御座候。敵は夥しき猛勢にて候へども、城を取られん事は、念もなき事と申すの由、西生浦の衆申しければ、安堵ましくてけり。主計頭は、蔚山の普請、大手こそ未だ首尾せざりけれども、城の分は、普請丈夫に出來せしに依つて、兵糧玉藥薪、其外、細々の物迄、残る所なく澤山に城へ取込み、彼是仕置等申付くべしとて、西生浦へ越したる跡に城を圍みたれば、之を聞くと等しく、小早舟に櫓數を立てさせ、遣兵十六人を召具し、幾重

ともなく敵の取巻きてありし中を押破りて、恙なく城中へ入りて、持口以下定められし事、唯人間にてはあるまじきぞ。神か鬼かの再生にてぞあらんと申しふなり。城に籠りし人々には、加藤主計頭を大將として、淺野左京大夫、御目附衆の中、太田飛驒守、中國衆に宍戸備前守、其外、中國の歴々、都合二萬計の勢なり。本丸には加藤主計頭、二の丸には淺野左京大夫、太田飛驒守、扱は中國衆なり。三の丸をも、中國衆持たれ候へと、主計頭申されしに依つて、宍戸請取りて、此丸を持つべき由、三四人へ申しけれども、何れも承引せざりければ、宍戸難儀したりし事は、三の丸は、敵陣より見下し、城の岸なだらかにして、乗り能からん所なりし故、事を左右に寄せ物言して、我こそ三の丸を持たんといふ者なかりし所に、三刀屋四兵衛申しけるは、加藤殿より渡させ給ひたる三の丸を、今の如く持手なきとて、手明にして置き給はんは、如何なれば、我等、三の丸を持つべしと申しければ、宍戸大に喜び、然らば三の丸を持ち給へ。能くこそ申されて候へといひし。四兵衛又申しけるは、此上にも、最前申懸け給ひたる人々、其外へも申させ給ひて、三の丸を持つべしといふ人あらば、其人を置き給へ。我等には何とも宣はざりけれども、持手なきに依つて、笑止なる事と存じて申したる所なり。此城、兵糧玉薬、其外何にても、乏しき事なし。殊に大將は主計頭殿なり。何程攻むるとも、恙なく持つべき。其時、三の丸は持能き所にてありしなどと申すに於ては、我等、持手なきを見兼ねて申したる事、無體にならんと存候といひければ、宍戸、尤の御念に候。以來左様の儀申されば、大臆病者の謂たるべし。我等證據人なれば、三の丸を持ち給へといひしに依つて、三刀屋、三の丸を持ちしなり。此者は、最前世虞州にても勇を進め、手柄をせし者なり。偕廿七日には、近き西高麗衆、少々西生浦へ着き給ひ、廿八日には、後攻の陣場見合はせ給はんとて、秀元卿、蜂須賀阿波守殿、黒田甲斐守殿、毛利壹岐守殿、安國寺、山口玄蕃殿、竹中源助殿、熊谷内藏丞殿、此衆中、舟にて、蔚山の城より五六町程迄、川中へ舟を漕寄せて、城の體を見給ひしに、如何にも堅固に相見え、各安堵まし／＼てけり。唐人共は、幾重ともなく城を取巻きて、塀傍迄詰懸けてありしなり。舟の川口へ入るを見て、若し城へ籠るかと思ひけるが、川端へ大勢群りしを、黒田甲州の集りたる所へは、中間

人を置き給へ。我等には何とも宣はざりけれども、持手なきに依つて、笑止なる事と存じて申したる所なり。此城、兵糧玉薬、其外何にても、乏しき事なし。殊に大將は主計頭殿なり。何程攻むるとも、恙なく持つべき。其時、三の丸は持能き所にてありしなどと申すに於ては、我等、持手なきを見兼ねて申したる事、無體にならんと存候といひければ、宍戸、尤の御念に候。以來左様の儀申されば、大臆病者の謂たるべし。我等證據人なれば、三の丸を持ち給へといひしに依つて、三刀屋、三の丸を持ちしなり。此者は、最前世虞州にても勇を進め、手柄をせし者なり。偕廿七日には、近き西高麗衆、少々西生浦へ着き給ひ、廿八日には、後攻の陣場見合はせ給はんとて、秀元卿、蜂須賀阿波守殿、黒田甲斐守殿、毛利壹岐守殿、安國寺、山口玄蕃殿、竹中源助殿、熊谷内藏丞殿、此衆中、舟にて、蔚山の城より五六町程迄、川中へ舟を漕寄せて、城の體を見給ひしに、如何にも堅固に相見え、各安堵まし／＼てけり。唐人共は、幾重ともなく城を取巻きて、塀傍迄詰懸けてありしなり。舟の川口へ入るを見て、若し城へ籠るかと思ひけるが、川端へ大勢群りしを、黒田甲州の集りたる所へは、中間

何程あるべきかと宣ひしに、三町餘あらんといふ人もあり、又三町より少しは近からんといふ人もありし、甲州、さらば三町の積にして、打つて見んとて、一兩口の鐵炮にて打ち給ひしに、集まりてありし唐人共、ばら／＼と散りし。扱能く参りたりと見えしぞ。今の積りにして、今一つ打つて見給へと、各宣ひければ、又一つ打ち給ひしに、今度は騒ぎもせざりし。夫より左の方の小丸山へ上らせられ給ひて、後攻の陣山の見立をし給ひし。秀元の仰に、馬印を高く差上げて、城の者共に見せよと仰せられし。安國寺、尤に候。頼に左様仕るべきものを、氣づき申さず候と申されし。黒田甲州も、寔に是は吾等なども存じ寄るべき所なるを、心付き申さずして居たりと申され、御馬印を上げたりしに、城に見付け候てか、則ち主計頭殿のばれんの差物を、高く上げ侍りし。蜂阿州申されしは、宰相様御心付き申したる故、城の到來を承りたる程の事にて御座候と感じ申されし。毛利壹州、去程ならば、あの唐人の勢何程あらんと、各思召候かと申されしに、山口玄蕃、十萬程あるべきかと申されし所に、竹中源助、いや／＼あの人數の指圖は、誰もなるまじきと存ずる。其故は、物

の數の多きをば、蟻塚を崩したるやうなとて、數の多き譬に申候。蟻を崩したりとも、あれ程はあるまじきぞ。兎角生き者に、あれ程、群りたるを見たる事はなし。各も見給ふまじきぞ。比べ物の引當をするに、先年織田常心、未だ信雄卿といひし時、上様を敵にし給ひ、家康を先として、織田三七殿・同源五殿・瀧川三郎兵衛・石川伯耆守など語らひて、小牧へ取出で給ひしに、上様御對陣なされし。其時、上様の御勢、十三萬の着到、各も御存の前に候。又信雄卿の御勢、八萬と申して候。然る時は、兩陣の人數を合せ、二十萬に餘り候。其時の兩陣を合せたりとも、あの唐人の勢、十分一迄はあるまじく候。各も能く知り給ひたれば、夫にて引合せて見給へと申されければ、壹州、實に／＼是は能き比べ物にて候。誠に其時の兩陣と、あの唐人の陣を見合せ候時は、あの十分一は、中々あるまじきと存ずる。されども今一倍の勢嵩みたりとも、太刀の帶取にてなりとも、一々に打倒して捨つべきものを、何の怖かあらんやと、勇め詞を申され、夫より西生浦へ歸らせ給ひ、後攻の評定あり。其年は十二月大にて、明々日卅日に、打出で給はん。然らば西高麗衆も、次第々々に先着たるべ

し。爰元にある衆の備を定め給ふべしとて、先手黒田甲斐守、二番加藤左馬助、三番秀元、四番蜂須賀阿波守、五番生駒讃岐守、六番毛利壹岐守、熊谷内藏丞、竹中源助。此の如く備を定め給ふ。扱舟手よりも、同時に上つて懸るべし。秀元の舟大將村上掃部頭を將として、川口に押入り、陸の合戦始むるならば、即刻向ふべしとなり。各舟なき衆はあるまじ。此時の事なれば、舟あり次第出さるべしと、秀元仰せければ、尤に候とて、面々の舟の員數を書出し給ひしに、三百餘艘之あり。然る所に、生駒讃州は、我等は舟唯一艘ならでは御座なく候。夫には我等が一せきを積み置きて候へば、舟は御座なく候と申されければ、各興を冷したる體にてましくける。讃州は頓て宿へ歸り給ふ。熊谷内藏丞申されしは、儲々唯今の讃州申されやう、誠しからず候。讃岐は浦多き國といひ、殊に國一つの主にて、船只一艘あるべく候や。寡くとも二十艘程もなき事は候ふまじ。上様の御爲にて候へば、舟を密し申さるべき事にあらず。是は只自然の事もあらば、乗つて逃げんと思はれるか、念もなく一人逃げらるゝやうにはあるまじきものを。父の雅樂頭は、上様能き者と思召し、諸人

もさ思ひし人なりしに、不思議なる子を持たれし事よと笑はれければ、各其事に候。積みたる一せきを見たき事ぞと笑ひ給ひてけり。其後も此事を語り出し、皆々物笑の種となりし。將たる人は、心得給ふべき事かや。儲彌三十日に、西生浦を打出で給はんとありしに、蜂須賀殿申されしは、當年は何とやらん、日本の御弓箭、手もつれの仕たる事どもありて、心懸りなる年にて候へば、當年を過し、元日是にて祝ひ濟して、心を新しくして、二日に御立ありて然るべく存候と申されしに、各も、此儀尤と同意に依つて、二日の發足と定め給ふ。加藤右馬助といひし者、西生浦の留守居としてありし。悉く諸勢へ、人別馬別に、扶持方馬の喰十日分下行せしなり。

一、正月二日、西生浦を打立ち給ふ。西高麗衆も、追々路次へ追付き給へば、次第次第に兵も重なり、二日には、道四里程打つて陣取り給ふ。三日にも同じ程打つて、山陣まします。是よりは、蔚山の城も能見えたりし。堅固なる體と見て、諸將喜び給ふ。西高麗衆多分揃ひ給ふと雖も、勢は三萬を過ぎずとなり。儲四日には、年内見立て給ひたる山へ陣取らせ給ふ。此陣山と蔚山の間に山あり。其山と陣山の間に

大河あり。此山あるに依つて、蔚山の城、半より上計り見えし。陣山より一里には少し遠し。西村作藏・今藤九郎兵衛とて、歩行達者にて、口上の能き者あり。秀元卿、此兩人を呼ばせられて、何卒して、蔚山の城へ入りて見よ。入れざる所を入りて、唐人に討たれたらば、却て不忠たるべし。唐人戦ふべき體と見たらば、苦しからず、急ぎて歸り候へ。少しも戦立てをしたるに於ては、一類迄も誅罰すべきぞと仰せられ、城の衆への狀を渡させ給へば、兩人は之を面目なりと喜びて、則ち城へと赴きし。城より三町程手前に大河ありて、氷厚く閉ぢたりし。其氷の上を渡りし所に、今藤、氷に迂りて倒れしを、西村、何卒追付き候へといひ捨て、急ぎ城の程近く迄行きて、城を見ければ、幾重ともなく取巻きて見えしに、少し人のなき所ありければ、是より城へ駆入りしに、今藤も頓て起上り、續いて兩人共に恙なく城へ入りて、秀元の御狀を何れもへ渡し、一兩日の中に、後攻の衆、唐人と合戦の御定に候と申しければ、城中の競、いはん方もなかりしとかや。秀元卿、諸將を集め、合戦の評定ましまし、敵の大軍に見あぐみ、日數を送るべきにあらず。急に合戦と仰せければ、蜂須賀

阿州・黒田甲州・加藤左馬申されしは、尤の仰にて御座候へども、敵事々しき猛勢にて候へば、軽々と思召すべき事にては御座なく候。殊に今日は、兎角申す内、夕陽に及ぶべく候と申されし。秀元、又仰せられしは、各の仰、尤には候へども、餘り大事にかけ、合戦もなく守り居たる計にては、城の頼にもならず、敵は日を経る程、日本人小勢なるを見侮るべきなれば、敵に力を付くるにてあるべし。唯我等、先手へ出づべしと仰せければ、右の三人衆、仰はさる事にて候へども、先づ以て宰相様先手なされたる由、上様聞召されたらんに於ては、此三人の者共は、今度の合戦に恙なくとも、首を御刎ねあるべき事、眼前たるべく候間、其段は何箇度も御断申すべく候。然らば主計頭者共に、功の入たる者共、御供仕り参りたる事に候へば、甲斐守・左馬助兩人に仰添へられて、先手をば仰付けられ候へと申されければ、安國寺、是は申さるゝ所、道理至極に候。秀元先手なされたる由、上様聞召されたるに於ては、以の外、御忿なされるべく候。殊に御書出にも、朋勢とこそ御座候へ。只三人衆申さるゝ如くにて然るべく候。上様、御機嫌の悪しかるべき所を察して申され候に、夫は如何やうともあ

らばあれと思召さんは、如何に候間、三人に御任ありて然るべき由、申されければ、實にもと思召して、然らば最前の備の如く然るべく候。是非今日懸け給へと宣ひしに、今日は悪日にて候間、明辰の刻に懸け申すべしと申されし。阿州申されしは、西高麗衆は、城より後へ廻り給ひて然るべきかと存候。其故は、敵猛勢なれば、自然勢を分けて、味方の後へ廻す事あらば、防ぎ戦ひ給ひて然るべからんと申されし。鍋島賀州は、人数かさといひ、西高麗衆なる故、申されしは、城の様體を見申さず候間、前後の方角不分明に候と申されし。阿州、夫は尤に候。城は東向にて候。敵は城より北に陣取りて候。城の西へ廻らせ給へば、則ち敵陣の後へ行當らせ給ふぞと申されければ、賀州心得て候と申されし。秀元の仰に、我等も此儀を存候。味方の諸兵一手になりて、一方より懸けなば、跡の備は、合戦の手に會はざるもあるべきなれば、無念にもあるべし。唐人との戦なれば、味方討もあるまじ。廣野の平場にて、何方よりも懸り能くはあらんなれども、唯無謀懸りたるべし。甲州と左馬殿は、先手の事なれば、此山下にある唐人を追立て給ふべし。其時、阿州と我等は、年内に見え

し大將陣へ懸るべし。又讚州と壹州は一手にして、敵の取巻かれて、周章て騒ぐ所を見て懸らせ給へ。舟手の者は、夫より懸りなん。斯くして五口より懸りなば、定めて大明人共、其口々へ兵を分けんと震動すべきなれば、能き擒ならんとこそ存候。あれ程の猛勢なりとも、五つに分けたらば、合戦は仕よからんと存候。されども各功者衆の事なれば、面々の心中を、残らず評定せさせ給へと宣ひし。鍋島賀州・黒田甲州・蜂須賀阿州・加藤左典厩、是は尤の仰に候。此分に御評定ありて然るべく存候とて、各感心ありし。安國寺、各之を金言と感し申されしを聞きて、嬉啼に感涙を流して。秀元申されし所、我等なども存候なれども、方便は様々ある事にて候へば、各思召寄せ給ふ事をも宣ひて、能きに付きて、其儀を堅め給ひて然るべく候。上様の御爲と申し、又は各、身の爲と申し、別けて心に懸けさせ給はでは、叶はざる所とこそ存じ候へと申されければ、鍋島賀州、西堂の仰の如くに候。合戦はいつとても、淺々とは心得ざる事と申し乍ら、取分今度の儀は、敵猛勢と申し、加藤殿を始め、淺野左京殿、御目付の太田飛驒殿、中國の歴々の衆、籠城してましく、後攻の合戦なれば、一

廉大事の一戦にて候。然れば宰相様、只今の御方便のやう、さりとは奇特なる御謀、さながら神救たるべしと存候と申されし。阿州申されしは、加州殿宣ふ如く、只今の仰は、神救たるべく候。宰相様の御歳、我等よく存じて候。御歳より御智恵は、廿ヶ年も先立ち御産うまれなされたるかと存候。唯今仰せられし如く、五口より懸らせ給はゞ、大明人、其口々へ勢を分けぬ事はあるまじ。之を分けんとならば、陣中俄に騒ぐべし。さあらん所へ、懸らせ給ひて候はゞ、味方の勝軍ならん事、掌を指すが如くなるべしと存候。加州の宣ひしやうに、只今の仰は、神救たるべしと存候。此旨を守り一戦に決せらるべき事肝要に候。此合戦仕損するならば、上様早速御渡海なされ、大明國迄も押して御動座なさるべきに、今度の合戦仕違ひたらば、假令一命無事なりとも、御前へ出づる事もなるまじき時は、後代に至るとも、武名諸人の嘲に逢ふのみならず、家を亡しなん事目前たるべし。誰とても、臆病はあるまじけれども、明日の合戦は、分けて勇を進め、手柄を勵まし給はん事、肝要と存候。御大將は、則ち上様の御名代なり。上様御目利を以て、宰相殿を大將軍に差渡されし。然れば驚入りた

る御方便といひ、又は御大將の御下知といひ、之を堅く相守り給ひて一戦を決し、和朝・大明・高麗の三國に名譽を顯し、後代迄の武名を残し給はん事、此一戦にあるものと申されし。又秀元卿仰せられしは、我等は合戦したる事もなく候。隆景申されしは、敵は多勢、御方小勢にて、一戦を決せんとならば、敵の勢を分けさする方便をして、兵を分けさすれば、俄に心變ずる故、敵右往左往して、味方利を得るものぞと申されしを思出し。斯様もあるべきかと申したる所、安國寺、申す如く帥は様々あるべきなれば、面々の儀を宣ひて、各吟味ありて、上様御誕の如く、多分に付きて事を定め給ひて、然るべく候と仰せられしに、各兎角最前の仰、圖に當る御方便と存するなれば、此外の儀あるべからずとて、各席を開かせ給ひてけり。秀元卿、先手の黒田甲州へ見廻り給はんとて、御出ありしに、加藤左典厩も、頓て御跡より見え給ひし。甲州は、未だ陣屋を懸け仕廻ひ給はで、幕にて廻を圍ひ、番所三間程引退きてありし。其間、廊下の如く、左右を幕にて張隠して置かれし。偕御振舞ありし其半に、唐人の打ちたる鐵炮の玉、御座と番所の間、幕に當りしかども、幕しなひて、打破ら

ずして玉落ちたるを、甲州持ちて出で、秀元へ御目にかけて給ひし。玉のせい、大きな久年母程ありし。偕甲州も御相伴し給ひしが、何とかありけん、食に咽せ給ひ難儀の體、笑止なる分野にてぞありし。之を秀元卿加藤左馬、臆して斯ありけるかと思召さん事、一世の迷惑此事なりと、甲州存生の間、折々宣ひしとなり。甲州陣取の山下は大河にて、川の向には、唐人後攻を防がんと思ひけるか、大勢並居たりし。秀元如何御覽じ付けられけるか、御立座ありて、各油斷仕るべからず。今日敵に懸らせ給ふ事もあるべし。此由、御陣屋へも申聞かせ候へと仰せられし。甲州も典厩も、不審なる仰せられやうと思ひたる由、後に宣ひし。偕御膳の上にて酒出で、二獻目の酒を、左馬殿請け給ひ、盃を持ち乍ら甲州を呼びて、唐人の足並違ひたると見て候。逃ぐるかと存候と宣へば、甲州、我等も左様存候と申されし。左馬殿申されしは、鐵炮の者を、少し下して見給へ。夫にて様子見え申すべしと宣ひしに依つて、然らば下して見申さん。偕宰相様は、早く御覽付けさせられたりと。兩人感じ申されし。桐山孫兵衛とて、甲州の鐵炮の總頭にてありし者を呼びて、其方が小組頭を、一人下

秀元明の
大軍を破
る

させよ。若し唐人戦はん體ならば、急ぎて是へ引上るべし。さなくして唐人と戦立をするに於ては、則ち誅罰すべきぞ。其旨を克く申含めて遣すべしと申されし。堀源七郎とて、小頭にてありし。彼を呼びて、右の趣を聞かせて下させける。此者共、陣山を半程下しければ、河向にありし唐人共、捨鞭打つて逃げければ、扱こそとて、其儘下させ給ひしに、秀元卿の御勢、一番に駈出で、是は最前油斷仕るべからずと仰せられし故なり。天晴の大將と、各感じ給ひし。偕總陣の衆、我もくと下して、ひた追に四里程追付き、唐人を討ちし事、五萬餘討取りし。然るに蜂須賀阿州駈け來りて、鍋島加州に申されしは、扱もくと加州をば、上様も、弓箭方に心得たる人と思召し、四方の沙汰も功者ところ申し、斯く長追といひ、殊に備を亂し給ふ事、御年老といひ、旁以て似合はぬ事に候。斯様に軍法を破り給ふならば、名護屋へ言上仕るべきぞと申されければ、いやと軍法破りたるにてはなく候。跡より無正に押懸けられしに依つて、心ならず押立てられての事に候。さやう心得給へと申されし。又安國寺へも、阿州申されしは、宰相様、斯様に唐人を追つて、御懸け候に依つ

て、備を亂して我れ劣らじと進み追はれ候。いつか總大將の、斯様せさせらるゝ事や候。おれほど目に餘りたる猛勢なれば、引繼うて自然、閑道より跡へ懸りたらば、大事の儀たるべし。敵をば、二備程にて追はさせられ、跡に御座候て、諸勢の備を亂さざるやうに、御下知させられてこそ然るべく候。御供ありて、早々御引取り候へと申されし。尤にて候とて、夫より打入らせ給ふに、早や夜に入り、方角見えざりければ、廣野にて夜を明かさせ給へば、城は一里程西に見えければ、夫より城へ上らせ給ひて、籠城堅固にありし事ども、感賀せさせられし。城中にありし人々は、幼兒の母に逢ひたるに同じ。奇特の再會なりとて、互に涙を流されし。眞に敵と味方の勢を見合すれば、九牛が一毛とも、譬へ難き事なれば、籠城の衆一人も、生き給はんとは思召さざりしに、不思議の活命なり。是も偏に、上様、天命に叶はせ給ふ故なるべしと申しゝぞかし。此の如く唐人急に敗れるに、五百目・三百目又は一貫目玉程の鐵炮ありて、城へ打ちたりしに、之を一挺も捨てず、兵糧と思しき物少しも捨てず、十三日居たりし跡なるに、人馬の汚少しもなし。奇特不審の事ぞと、諸人申しゝ

なり。

一、最前西生浦にて、後攻の評定ありし時、山口玄蕃頭申されしは、筑前中納言、釜山に居られ候。備前中納言殿は、順天の城、南表の手先たる故、小西行長を置かせられ、其心付方角の押として、今度爰元へ出で給はず候間、宰相様總大將の儀なれば、當城に御座候て、海陸の御下知をなされ、又は後攻の衆、自然合戦に利なき事あらば、爰元にて、如何様の御方便をもさせられ候事、肝要とこそ存じ候へと申されければ、秀元卿、以の外忿らせ給ひ、玄蕃殿宣ふ所、更に以て合點に及ばず候。思うても見給へ。百萬に餘りし猛勢に、三萬にだも足らざる味方の勢にて合戦すべきに、一人も生きて歸らんと思ふ者はあるべからず。其討死せしを、爰元にて聞き乍ら、我等生きていらるべく候か。金吾殿の事は、釜山浦の城を守り給ふべき由の御誼、我等は大將と仰出され、差渡されし事、各存の前にて候。大將奉りたる者、跡にありて、歴々に討死させては、何の御用に立つべく候や。是は只我等に臆病の名取をさせ、御前を損はせて、笑はんとの御巧かと存じ、御心中心元なく候。御手前へ、朝鮮にて萬事の差

圖仕り給へと、仰出されたりとも聞かず候に、近頃差出でたる宣ひ様、更に心得ず候と、苦々しく仰せられし。安國寺、御腹立は尤ながら、餘り御忿の體、笑止と存せられけると申されしかば、いや／＼我等、玄蕃殿の心中を推量りて候。上様より、金吾殿の後見として、御付けなされたる人なれば、金吾殿と秀元、御齡同じやうに御座候に、金吾殿の御事、御誼とは申し乍ら、釜山に御座候を、殘多き事と思ひ給ひて宣ふと存じ候へば、殊勝に候とて、引事など申出し、いかにも長々しく申されし。是は秀元卿、彌御腹立ありて仰せられなば、玄蕃殿難儀にもあるべし。又一座の體もいかゞあらんと思ひ、斯く長々とは申されしとなり。玄蕃頭は、御尤に候。倉忽の儀を申し候。我等は只御大將の事なれば、重々しく爰元に御座候て然るべしと存じたる迄にて、申したる事にて候と申されし。毛利壹州・熊谷内藏丞・竹中源助三人、次の間へ出でて休息し給ひし、源助殿申されしは、山口が餘り出來過ぎて、一本取りたる事よと申されしに、壹州、其事々々、痒き所を搔きたる如く、宰相様仰せられたりと宣ひし。内藏丞、總じて出者にて候。上様より出者御用とあらば、一番に彼を取つて

出すべき者にて候とて、三人寄合ひ笑ひ給ひしなり。

毛利秀元記 卷之三 終

毛利秀元記 卷之四

一、蔚山より大明人敗せしに付きて、秀元卿より、名護屋へ御註進せさせられしは、蔚山へ取かけし大明人の後攻として、各罷出で、正月四日、大明人を數萬討捕り、殘黨悉く追崩し申して候と、各一同に註進まし〜ければ、上様大に御感ありて、秀元卿へ、御褒美の御朱印をなされてけり。偕諸將衆會ありて、蔚山と順天の城、餘り出過ぎ候間、蔚山を破却して、西生浦を先手とし、加藤主計頭を置きて、東北の儀を守らしめ、順天をも破却して、こもかいを先手とし、小西攝津守を置き、西南の儀を守られ候様にと衆評ありて、此儀を堅めんとありしに、秀元同じ給はず。各功者衆の宣ふ事なれば、能き儀にてこそあらんなれども、我等存じには、蔚山順天は、普請別けて手堅し。其故にこそ、今度大明人、雲霞の如くの勢を以て、蔚山の城を圍むと雖も、恙なかりしぞかし。餘の所に、右の兩城程に、普請仕調へ給ふならば、日數を經べき

か。さあらん所へ、又大明人寄せ來なば、大事にてあらざらんや。唯名護屋へ伺ひ給ひて、御詮次第に仕給へかしと仰せければ、各尤の仰にて候とて、言上申されし。

秀元卿は、我等は此狀の加判は仕るまじく候。〔虫損〕其故は上様□□□□見なされ、各は

功者なれば、さもあるべし。〔虫損〕宰相は、年にも似合はぬ功者振なる由、□□□□思召

されなば、迷惑此上あるべからず。少しなり共、城を取出し給はんとらば加判仕

るべく候へども、取込み申さんとの狀には、加判仕るまじく候とて、別に言上させら

れし。如何申上候かと、各思ひ給ふべきなれば、之を見給へとて、狀を見せさせ給へ

ば、一段然るべく御座候と申されし。然れば加藤左典厩、是は御尤と存候間、我等も

加判仕るまじく候とて、判を仕給はざりし。各言上の趣、上様聞召され、臆病なる申

事、沙汰の限なり。阿波守は、さやうあるべき事ならぬに、臆病者共に同意せし事、

是非に及ばざる儀と、御腹立なされしとかや。秀元言上させられし様體、御氣色に

應じ、御感狀をなされしなり。飯田平次、此使に、蔚山より差渡されし。上様、其頃

伏見に御座なされしに依つて、伏見へ上り、御返事の御朱印を請取り、廣島へ下り、

輝元卿の御返事を取り、往還廿四日に、蔚山へ歸着せし。海上順能きとも、さはなり難き事なりしに、急ぎ歸りし事神妙なりとて、別して御褒美ありしぞかし。又蔚山に籠城せし秀元家頼の諸士へ御朱印下されし。秀元への御感狀此の如し。

去九日、使者差渡候時書狀、今日廿一日於伏見披見候。其表無別條由承知候。然れば蔚山・順天兩城の儀差捨て、手先を可取込由各雖申候、其方同心不仕由、尤に思召候。各臆病の申事無是非候。

一、最前註進申越候時、如被仰遣候、大明人以猛勢蔚山の城取詰候付、其方早速懸付、催人數後攻仕、大明人數萬討取、殘黨追散候事、無比類手柄、御感不斜候事。一、先年より以御目利、其方儀、大將被仰付候所に、先年晋州城主牧司を討捕り、今度大明人追崩候。度々忠節不可勝計候事。

一、日本之儀者不及沙汰、朝鮮大明迄無隱、其方名譽といひ、又秀吉は日本にありて、加様之大將差渡、百萬餘之大明人追崩候事、物深可存候條、別而御満足に思召候。歸朝の節、御直可被成御褒美候。猶淺野彈正少弼・德善院・増田右衛門尉・石

田治部少輔・長束大藏大輔可申候也。

正月廿一日 御朱印

羽柴安藝宰相どのへ

秀元家中の諸士へ下されし御朱印此の如し。

今度蔚山表敵取詰候處、盡粉骨の由、自安國寺具申越被聞召届、神妙に被思召候。猶増田右衛門尉・石田治部少輔可申也。

正月廿一日 御朱印

穴戸備前守どのへ

淺口勝九郎どのへ

吉見長次郎どのへ

三澤攝津守どのへ

三吉太郎左衛門どのへ

日野新次郎どのへ

内藤修理丞どのへ

天野五郎右衛門どのへ

和知勝兵衛どのへ

平賀松介どのへ

三尾四郎兵衛どのへ

三刀屋四兵衛どのへ

口羽十郎兵衛どのへ

成羽紀伊守どのへ

桂孫六どのへ

野山清右衛門どのへ

石脚市郎どのへ

伊達三左衛門どのへ

赤木丹後守どのへ

周布吉兵衛どのへ

市川孫右衛門どのへ

吉田孫右衛門どのへ

馬屋原彌右衛門どのへ

檜崎清兵衛どのへ

福頼左衛門どのへ

有地民部少輔どのへ

右一紙に下され候なり。

一、加藤主計頭に、唐人城攻の趣を、各問ひ給ひければ、主計頭申されしは、城を取られん事は、念もなく候ひし。玉薬兵糧鹽噌薪等に至る迄澤山にて、當年中籠城したりとも、不足なく候。敵臺なしをいくらも打ち候へども、只一つならでは、城の内へ打入らず候。夫も只今御目に懸くべく候。二の丸の櫓に打留めて候。是も役に立たず候。増して小筒は、城の痛にならず候。城攻の様子は、堀に鉤を掛け、鉤の緒を長くして、夫に二百人、又は百五六十も取付け、堀を引倒さんと、日夜共に引き候。矢間より差付けて打ち候へば、當り所により、二人打倒す事も候。當らざるは稀に候。唐人は、下知を重く守り、産れつきの勇ましげなる者と存候。さやうに引き候を、半分も其上を打倒さぬ間は、しうねく引き申さず、半分過も打倒したる時、其倒

〔出損〕

れし者の面に、鐵炮の薬を振懸け、火を付けて面を焼立□□□引退き申候。日本人共ならば、二人三人と打たれたらば、跡は打捨て、逃げ申すべきに、さりとは不敵なる者共とこそ存候。只氣遣仕りしは、後攻の勢を見候て、氣遣申して候。其仔細は、各御覽候如く、大明の猛勢夥しく候に、後攻の陣取を見合せ候へば、九牛が一毛とも譬へ難く候。唐人之を見こなし、城には手當を置き、殘兵を以て後攻の陣へ懸け申すべきか。然ればあの如く、命をば何とも思はざる體なれば、日本人程手柄をして打ち候とも、事ともせず、大勢の者、入替りく戦ふならば、如何あらんかと氣遣仕りしに、敗せし事唯事にあらず。上様の御威光故かとこそ存じ候へと申されし。楮二の丸の矢を見給ひしに、赤檜の木よりも目のつみたる、いかにも堅く見えたる木を、長さ一間程なるを、六七寸廻程に削り、鐵にて矢の羽の如く三方に羽を付け、根は鴈侯の手先の廣さ一尺二三寸程なるを、天野五郎右衛門といひし者の役所の櫓の引物に、鴈侯の片爪を四五寸程射立てありし。定めて大筒へ入れ、火矢の如くして打ちたるものぞと、各宣ひし。瓦を打抜きしに、通りたる所計にて、傍は少も損せ

ず。斯くありし故、何程打込みたればとて、痛にはならず残るに、是より別には、城中へ打入れたるはなく候と、主計殿申されし。

一、蔚山より敗せし大明人、慶州といふ所へ、逃げ集ひてありし由申しければ、秀元之を聞かせられ、未だ臆病神のさめざる所へ、押懸けたらんに於ては、又大勢討取り、慶州を追崩したらば、此後、大明人は、日本人に怖れて、役に立つまじと思ふなれば、慶州へ懸け給はんと、諸將へ談じ給ひしに、各御尤とは存候。然れども、味方の勢、せめて十四五萬程も御座ありなば、左様も然るべく候へども、三萬に過ぎざる勢にて懸らせ給はんは、危き事に候。蔚山を追崩し給ひたれば、大なる勝軍にて候。只御無用の由、達つて申されし故留まり給ひし。其趣、上様開召し、各歸朝の時、御對面滞りし。是は慶州へ懸らざる事を、御咎ありての事なり。慶州へ働かざる事、各臆病是非に及ばず。阿波守、此口出し、仕たりと聞召されたり。御改易あるべけれども、國をば下さるべし。剃髪仕りて罷出づべき由、御誼に付きて、則ち様を替へて、蜂庵と申しとなり。各御目見廿日餘り滞りし。秀元卿へは、即時御對面ありて、御褒美淺からずして、世舉つて渴仰ありしなり。

一、蔚山にて、秀元卿仰せられしは、主計殿は、西生浦へ歸り給ひて、此中籠城の窮屈を伸べ給へ。上様より御仕置の儀、仰出さるべしと存候。其間は、我等城へ移御〔此間脱字アリ〕到來を待ち申すべしと仰にて、主計殿は、西生浦へ歸り給ひ、秀元卿、城にましましてけり。然れば上様より、諸城の儀仰出され、城持計、其國にありて、其外は先づ悉く歸朝仕るべき旨御誼なり。順天の城島津兵庫頭、泗川の城久留米侍従、から島の城柳川侍従、あんかうらいの城福島左衛門大夫、蜂須賀阿波守、かとくの城長曾我部、蔚山の城加藤主計頭、くちやんの城黒田甲斐守、とくねきと瀬戸と釜山浦、此三ヶ所には、中國の人数の内を加へて、毛利壹岐守釜山浦にあるべき由、仰出されしに依つて、其外の衆は、慶長三年卯月に、各歸朝なり。秀元卿は、正月より卯月迄、蔚山にましゝて、諸城の普請調へ申したる由、秀吉公へ仰上げられければ、則ち歸朝仕るべしとの御誼にて、蔚山の城を、主計殿に渡させ給ひ、五月に御歸朝ありて、老衆迄、御目見の問合をさせられし。則ち言上申されし。御誼に、宰相事、慶州へ懸らん

といひしを、各臆病にて、言留めしと聞召したり、各が事は、此趣を尋ね聞召さんと思召す。宰相は、早々御對面ありて、御褒美なさるべしとの御誼なりとて、出仕せさせられければ、上様、即刻御對面なされ、朝鮮前後の儀、殊に蔚山にて、大明人追崩させ給ひ、慶州へ懸り給ふべき由宣ひし事、委しく聞召されたりとて、御感大方ならず。其時、玉蟲の御壺、其外、吳服、銀子過分拜領させられし。年齢よりも、武名の譽高き人なりとて、聞く人毎に、感せぬはなかりしとかや。

一、慶長三年の七月に、上様より堀尾帶刀・中村式部少輔兩人、上使として、輝元卿へ仰出されしは、北前に大將を仕る者無之。然れば宰相秀元を、北國の大將に仰付けらるべしと思召の間、輝元領國の内、出雲・石見・隱岐・伯耆半國の儀、急度秀元へ引渡すべし。宰相一手に付けさせらるべき者共多く候。先づ當分、宮部・南條・龜井此三人、只今付けさせられ候。其旨を存せらるべしとの御誼にて、秀元へも、輝元へ此の如く仰出され候。其方手に付けさせられ候三人の者共へも、仰渡され候。左様心得申すべしとの御誼なり。三人の衆も、追付參られ、御一手に屬し申すべき旨、仰出され

候。目出度存候とて、秀元卿へ御禮申されしなり。然れば四ヶ國にある諸士多ければ、彼等に所替をさせ、又秀元へ付け給ふべき者共、仕分旁に付きて、國引渡し給ふ事、早速相濟ます滞りしに、秀元卿は、孝行深くましくければ、輝元卿へ仰せられしは、御誼はさることにて候へども、國を割き給ふならば、下々の輩、騒ぎ申すべきなれば、雲州・伯州間に所を見立て、居住さへ仕り候へば能く候間、さのみ御心を盡し給ふべからず。我等に付けさせられ候者計の仕分、仰付けられ候て然るべき由、申させ給ひければ、輝元は、孝行なる申されやう、奇特の事とて、暫く感涙を流させ給ひしとかや。然れども、御誼の事なれば、専ら其調をさせ給ふ中、上様、御不例以外の外重らせられ、八月十八日、御他界なされしに依つて、世間何とか轉變あるべきかと、物騒しくして、國分の沙汰もなく、日數を送りければ、藤堂・佐竹を先として、大名衆數多同意ありて宣ひしは、宰相殿へ、國分の儀を上様仰出されしに、輝元、今に渡させ給はぬ事、不謂次第なり。御誼を破り給はんは、不義の行跡なり。各輝元に睨と相詰めて、國を渡させ申すべしと、衆評侍りしを、秀元仰せられしは、上様御治世の内、御誼と

秀吉逝去

申し、我等に對しても、早々渡したくところ、輝元は存すべく候へども、四ヶ國に居申す者共くり退き、又先様の置所など吟味仕るに付きて、延引申候。其上當時、國の騒にもなり候へば、如何と存じ、先づ此節は、急ぎ給はずとも、苦しからぬ事に候。所を替へ申す者ども、迷惑仕らざる様に仕られ然るべしと申して候。御心入は忝く候へども、此儀、仰せられざるやうに頼み存候と仰せければ、各感じ給ひしなり。然るに奈屋の今井宗薫は、斯様の儀をば夢にも知らずして、或時、内府へ参りしに、次などありけるにや、申しけるは、御存の如く、安藝宰相殿を、北國の大將に仰付けらるべし。輝元持分の國は、宰相殿へ譲り給ふ筈なれば、先づ北前にある國を渡し給ふやうにと、上様、思召さるゝに依つて、國分の儀を仰せられ候處に、今に滞り申して候。上様御息災にて、御座なされたらば、今迄滞る事は御座あるまじきに、不謂御事と存候。些か御詞を添へられて、進められ候へかすと申しければ、家康公聞召され、夫は扱、今に滞りけるか。大分の事なれば、定めて急になり難き事共ありて、滞りつらんと仰せられ、其後、安國寺と福原と兩人を、内府様より呼ばせられて、宰相

殿への國分、今に相濟まざる由申候。自然宰相殿、恨となるならば、大事の儀に候。國數多きに依り、きり／＼と濟み兼候ひなば、先づ廿萬石程なりとも、急ぎて渡し給ひて然るべく候。此儀を輝元へ申さんとて、兩人を呼び候ひしと仰せければ、安國寺、御心入忝き仰に候。輝元も、是を早々調べたくと存じ、急がれ候へども、諸士をくりのけ、又先様の住所など、吟味共御座候に付きて延引仕候。御意の趣、申聞かすべく候とて罷歸り、右の旨、兩人申しければ、さらば今、明所なればとて、長門一國、其外、周防の内、吉敷郡岩國、藝州の内、廿日市宮内、平良佐方河井、箕手、備後の内、酒屋、雲州の内、由來、備中の内、井原、井末、連島、此分廿萬石渡させ給へば、防州山口を、秀元卿の住所と定めさせ、られしなり。此の如く相濟みし事は、内府御助言故、又は宗薫、家康公へ申しゝに依つてなり。此宗薫は、堺の津にて、老といひ、行跡能く堅々しき者なればにや、上様、御伽衆に任せられ、御前をへつらひし、依つて大名衆も、彼に親しかりし。内府も愛憐を垂れ給ひ、御心安き者にさせられ、秀元卿へも、常に立入り、馳走申すに依つて、情深くし給ひてけり。其故、國割延引の事を、内府へも申しける

かとなり。秀元卿、彼が國割の儀を、家康公へ申したりと、後に聞かせられ、是は不謂事を申したるものかな。内府は、さぞ秀元が謂はせたりと思ひ給ふべし。世間の者も聞傳へて、さこそ思はんすれ。其上、歴々の衆、黃門へ相理り、國分の儀、早速相濟むべき由申されしを、我れ道を思ふに依つていひ留めければ、感心し侍りしに、其衆中聞き給ひなば、最前いひし事となり、還つて嘲に會はん事こそ恥しけれ。所詮今より、宗薫が出入を止めんとて、夫より曾て寄せ給はず。宗薫は、秀元卿の御意に違はんと思ふ覺は、少しもなきに、何者か如何なる事を申して、御憎みを請け候かと申しけれども、秀元は、御思慮深くましく、此仔細を仰せられず。其故は、自然内府聞召され、是も宗薫と心を合せ、人間の爲め斯くあるかと思ひ給へば、彌知らざる事に、面目を失ふ事なりと思召すに依つて、終に此儀を宗薫に知らせ給はず。年経て後、何としてか、宗薫之を聞き、尤至極の御事なり。我等は内々内府御懇なり。宰相殿にも、内様の人の如くなりしに依つて、御爲と計り存じて申したり。斯様に深き慮渡らせ給ふに、鹿忽の儀をいひしものかなと、後悔し侍りしとかや。其後、家康

公も、宗薫が差出でいひたりと知召し、傳へ聞きし人々も、普く知られたるに依つて、宗薫色々御斷申しければ、數年後寛永三年に、秀忠將軍、二條の御城へ行幸なし奉り給ひし時、京都にて、宗薫は、秀元卿へ初めて參りしぞかし。

一、朝鮮には、城持の衆計にて、諸勢歸朝ありて無勢なれば、朝鮮人共、島津が泗川の城にありしを、攻落すべき由、評定しけるを、下居の者知りて、島津に告知らせし。此者には、過分に祿を與へ、用心稠くして待ち居たりけるに、敵十萬餘騎にて、明日は是へ寄せ懸り候と申しければ、さらばとて五百騎、三百騎或は千二千、方々の詰り詰りに伏せ置き、城に火を三つ上げたれば、諸所の伏を起して、打つて懸るべしと、約をなして待ちし所に、未明に大勢懸り來りしに、鐵炮少々打懸け、弱々と引退きしを見て、朝鮮人共、勝に乗つて追懸けしを、城傍迄引付け、合圖の火を上げしかば、方々の伏勢、思も寄らぬ所より、喚き叫んで懸りしに、朝鮮人叶ふべきやうなくして敗しけるを、追付々々數萬討捕りし。茲に因つて、歸朝の時、秀頼公御褒美ありて、五人の奉行衆より感狀給はりし。其狀此の如し。

今度朝鮮國於泗川表、大明朝鮮人催猛勢相働候處、父子被及一戰、則切崩敵三萬八千七百餘被討捕之段、忠功無比類。依是爲御褒美薩州の内、御倉入給人分有次第被宛行畢。目銀別紙左之。并息又八郎被任少將、其上御腰物、長父義弘へ御腰物^正被拜領候。於當家御名譽之至也。仍狀如件。

安藝中納言

輝元

會津中納言

景勝

備前中納言

秀家

加賀大納言

利家

三河内大臣

康家

慶長四正月九日

羽柴薩摩少將殿

一、於伏見五人の奉行衆、五人の老衆評定の趣。

一、亡君の御事、任御遺言神に崇め奉るべしと奏聞申す處に、豊國大明神と敕定なり。然る間、追付建宮殿、遷宮の調可有之事。

一、妙法院御門跡の御寺にて、毎月千僧供養可執行事。此御門跡は、天子御連枝なり。

一、於今は、朝鮮に城を守りて居られ候諸將、引取り然るべく候。急舸を以て、朝鮮の諸將へ達せしめ給ふべし。朝鮮に有之日本勢、三萬には過ぐべからず。此小勢なるを目につけ、朝鮮人附慕ふ事もあらんか。然らば安藝宰相殿は大將軍となり、數年朝鮮にましゝて、彼國の者共、能く知りたる事なれば、釜山浦迄御渡海ありて、諸勢を引取り給ふべし。先づ筑前の博多迄下らせ給ひて、各歸朝難儀ならば、御渡海あるべし。異儀なき様子ならば、御渡海に及ばず、博多より御上り候へ。淺野彈正少弼、石田治部少輔兩人、御伴ひありて、下らせ給へとありしに依つて、十月初に、三將、博多へ下らせ給ひ、高麗へ舸を渡されし。諸將異儀なく對馬に至り引取り候由、各より申越されしに依つて、博多にて諸將を待ち付けさせ給ひ、各同道ありて上國ましゝ、秀頼公へ御目見ありしなり。

一、或時、加藤左典廐、伏見に於て、秀元卿へ見え申され、數刻御物語の次手に申され

しは、上様より御感狀頂戴仕候ひつる。是は偏に宰相様の御恩と存候。其仔細は、蔚山にて、各蔚山・順天の兩城を、差捨つべき由申されしに、御賢慮を以て、御同意なされず候。是は御尤と存じ、惶ながら御真似を致し、御存の如く其時、各の狀に、加判仕らず候。茲に因つて、御褒美の御朱印被成下候。是に付御恩と存候へ。其御感狀御目にかけて申すべしと、持參仕候とて、御目にかけて給ひし、其御朱印此の如し。

其方事、先年於江北柴田合戰の時、一番鎧仕に付而、爲御褒美御知行一廉被成御加増候。其後、於朝鮮數度番舟切取、無比類手柄不可勝計候。殊今度、順天・蔚山可引入由、各連判仕候處に、不致加判、神妙の覺悟御感不斜候。依之、手前御代官所有次第三萬七千石爲御加増被下候。本地六萬二千石、合十萬石の内、一萬石無役、九萬石軍役可仕候。國持臆病者有之者、被成御闕所、猶以國主可被仰付候。如此被仰出上者、全命仕可致忠節候。自然無調法の儀、聊爾の働不仕、無越度様に可覺悟候。猶德善院・淺野彈正少弼・増田右衛門尉・長束大藏大輔可申者也。

猶々歸朝仕候者御對面、御直可被仰聞候。

七月三日 御朱印

加藤左馬助どのへ

一、安國寺、黒田如水へ、見廻の爲め參られしに、如水出會ひ、奇特の御尋に候。上様に離れ申し、世間あぢきなく存じ、外へ出で申す事もなく、又人の尋ね給ふ事も之なく候に、眞實の御芳情淺からず候。御手前の儀も、上様御愛憐なされし事なれば、御心中をも量り知りてこそ候へとて、物語數刻に及ぶ。如水申されしは、日本の賢人、根切にて候。上様の御事は申すに及ばず、隆景果て給ふなればなり。隆景の才智は、針の耳をも潜り給ふべきやうに覺えし人なり。元清も、才智はさのみ劣り給ふまじくと覺えて候。何事にても評定申候に、結句隆景より、細なる味のありしかとこそ存候へ。兵法にして比するならば、隆景は、鎧長刀使の上手、元清は小太刀使の上手とこそ存じ候ひつれ。此兩人、毛利殿の家の船頭・梶取の加くありし故、國をも能く治め給ひしに依つて、今も右に替らざる事は、兩人の威の残りし故と存候。舟を押し

て、俄に口を止め候へども、最前のさしたる勢にて、五間十間は、其舟先へ行くものに候。押されたる勢の弱りたる時、行留まるものにて候。輝元も、隆景・元清の殘の勢を以て、今迄は見事申候。此後、中納言殿、御思慮肝要に候。數年御意を得候に付き、安國寺御出を幸と存じ、愚存の所を申候。爰に一つ頼もしき事の候。宰相殿御年若く候へども、今少し功入らせ給ふならば、隆景・元清にも劣り給ふべからずと存候。三國無雙の上様、能く御覽じ付けられ、高麗御弓箭の時、大將仰付けられし事なれば、我等などさげすみは、疎なる事に候。宰相殿、輝元と御相談ありて、萬事仰付けられなば、國も穩にあるべしと存候。上様北前に、しかとしたる人無之。依つて宰相殿を、大將に置かせらるべし。輝元持ち給ひし國をば、宰相殿へ譲り給ふ事なれば、先づ北前にある國を、只今宰相殿へ渡し給へと仰出されし。此頃風説に承り候へば、上様、御差圖の國を渡し給はずして、長門の小國一ヶ國進らせられたる由申候。眞にて候かと申されし。安國寺、其分に候。上様仰出され候は、四ヶ國にて候。其内、出雲こそ形の如く廣く候へ。伯州は半國、隱岐國も石州も、小國にては候へども、四

ヶ國に居申者共を退け、又先様の置所など吟味候に依り、延引申されしに、内府聞召され、先づ廿萬石程なりとも、急ぎて秀元へ渡し候ひて然るべく思食す由を、仰せられしに依つて、さらば即ち當時明所なりとて、長門の國に引添へ、方々にて廿萬石渡しされて候と申されし。如水、是は中納言殿、御分別違申して候。宰相殿常の人ならば、六ヶ借き事出來申さんに、きし名人とこそ存じ候へ。中國の儀は、上様利知儀なる思召たるに依つて、御心安くなされし。其段は、安國寺御存の前に候。然る所に、御諍を破り給へば、利知儀の道外れたる事に候。隆景・元清果敢なくならせ給へば、中國の事、心元なく存せしに、是にて惡事の萌見え申したると存候。上様御他界なされし事なれば、大事の世間にて候ものを、隆景・元清の勢さめたらば、舸の行留りたる如くあるべきかと申したるは、是にて候。宰相殿、何程賢慮を盡し給はんも、御手傳すべきと思ふ人を、見付けず候。中國の事、久しく立入り存じて候に、左やうの人は、なきところ存じ候へ。何事に付けても、上様の御諍なされし事を、違はずと守り給ふならば、世上の人、心惡きと存すべきに、今度國分の儀に付きて、物淺くならせ給

ひたるところを存じ候へと申されしとかや。如水は、心儘なる人にて、大人小人をいはず、拔放に謂ひて、深き慮もなく、實の荒夷とは、此人なるべしと、諸人申しゝかども、此儀をば、能く見付け給ひたり。後に符を合せたる如しとなり。

一、慶長五年二月に、輝元卿、大坂にて、家康公を仰請せられ、珍物を盡し御振舞ありて、御兄弟の御契約を調へ給ふ。秀吉公御誼ありし。東卅三箇國は家康、西卅三箇國は輝元、諸沙汰ありて、秀頼を守護あるべき由、仰せられし儀、互に仰せ談せらるべき旨、身の毛もよだつ計の誓紙取替し給ひ、荒波といひし刀を、輝元より家康公へ獻せられし。此刀は、千鳥荒波とて、嚴島明神の寶藏にありしを、輝元、社領三千石永代寄進ありて、此二腰の刀を、神前より申下し給ひ、千鳥をば、先年秀吉公へ獻せしめ給ひ、荒波をば、今度家康公へ進せられしなり。此振舞より五六日以後、家康公御歸國。夫より十日程後、輝元も御歸國なり。其先家康公、伏見の向島におはしまし、石田治部少輔は、伏見の御城の内、其身の丸に居られ、秀吉公御他界以後、内府秀吉公の御定めなされし縁職共を組替へ、其外、心儘にて、御仕置を守り給はず、斯くある

べき事にあらずと、治部少輔申されしに依つて、互の違論となりし。治部少輔は、秀頼公大坂に御座なされし故、大坂へ下り給ひ、其後、家康公も、大坂へ下り給ひしに、いかやうの者いひ出しけるか、家康より、治部少輔を亡さんとて取懸り給ふ由、沙汰せしに依つて、治少用心して、備前中納言殿と、中水魚の如くありし故、中納言殿屋敷隣家なれば、内を一つにして、屋根の上に搔楯をかき、鐵炮狭間を切り、用心稠しうして數日待ちて、今や寄せ懸くると心怠らず、物音を聞き給へども、何の沙汰もなし。然れば佐武義全、治部少輔と、常に中好かりし故、治少へ申されしは、此の如く、いつともなく用心し給はん事、他の嘲にてもあるべし。彌内府取懸け給ふならば、一戦に及ばるべきに、秀頼様御城下なれば、公儀への不禮といひ、又は平地の屋敷にて戦ひ給はんは如何に候。伏見の御手前の丸は、一城の如く、普請手堅く候へば、御上り候て然るべく候。路次の儀は、我等同道仕り罷上るべく候へば、何の怖もあるべからず候と申されければ、治少實にもと思ひ、義全と同道ありて、伏見へ上り居給ひしに、何れの人申されけるか、治少は、家城の事なれば、唯佐和山にましますなら

ば、心安くあるべきなれば、左様せさせ給へかしと勧められし。治少、予もさ存する事なれども、内府と不和なれば、後難の譏懸らんと存候。されども家城の事なれば、苦しかるまじく候間、不日に江州へ歸城仕るべしと申されし。内府、此由聞かせられ、治少は、我等に用心ある由聞及びしなり。我に於ては少しも疎儀なし。佐和山へ下られなば、人質を遣すべしと仰せけるが、其仰違はずして、治少、江州へ下られし時、三河守殿を、質に出させ給ひしを、大津迄同道ありて、夫より三州は、伏見へ歸らせ給ひ、其後、内府、江戸へ下らせ給ふ。景勝、内府を輕しめ給ふなれば、之を退治あるべしとて、奥州へ赴かせ給へば、西國の大名衆、家康へ馳走申すべしとて、我先にと下り給ひしなり。

一、輝元卿も、内府へ御心付として、安國寺と吉川廣家を、東國へ下し給ふべきとて、廣島より差上され、廣家は、大坂逗留の内、安國寺先立ちて下られけるが、佐和山へ立寄り、治少へ見廻はんとて參られしに、大谷刑部少輔、彼地に居給ひし。然れば治部少輔、刑部少輔、安國寺に出會ひて申されしは、内府、秀頼様を蔑如にし、上様、御置

目の儀共を背き給ひ、剩へ罪なき景勝を亡すべきとの企、是非に及ばざる次第なれば、家康を罰して、秀頼様を取立て奉らんと存じ、東國へ下られし上方の大名衆へも、多分申通じて候。内府は、景勝と、くもでを合せ居給ふべきなれば、大勢を以て、此方より懸りたらんに於ては、景勝と狭みて、内府を亡すべき事、時日を廻すべからずと存候。彌東國へ申遣すべしと申す折節、安國寺御越し候へば、東國への狀の加判せられ、輝元へも早々御上りありて、秀頼様守護あるべき由、仰せられ候へ。是は景勝より、此の如くの狀にて候とて、作り狀をして、安國寺へ見せられ、宰相殿、大坂御在身なれば、是より早々御上りありて、此旨を仰せられ然るべく候。然し刑少も同前に罷上り、大坂の衆をも語らひ申すべしとて、兩人佐和山より、七月十六日の拂曉に、大坂へ着き、未明に秀元へ參られ、西以節といひし者を呼出し、秀元様へ直に申上ぐる事候。夫に付きて、佐和山より罷歸りて候。此由、申させ給へと申上げられし。秀元卿は、未だ寢殿におはしまし、此由を聞かせられ、安國寺、佐和山より歸り、直にいふべき事あるの由、不審なる儀なり。内府と治少不和なりければ、何卒治

少に誑され、不慮の儀共存寄りての事か。さなくして、佐和山より歸らるゝ事はあ
るまじと思ふ。些か虫氣差出でけれども、是へ越えられたれば、逢ふべきぞと、出で
させられしに、安國寺申されしは、目出度事候て罷歸り候。天下は、當家の御手にこ
そ入り候へ。石治少申されしは、内府、秀頼様を蔑如に仕給ひ候間、秀頼様への御
馳走に、家康を御退治候へ。左候へば、自ら天下は御手に入り候と申され候。急ぎ
思召立ち候へ。廣島へも此趣、佐和山より申上候間、不日に御上なさるべく候と申
されしを、秀元卿、一々と聞かせ給ひ、是は是非に及ばざる事、毛利の家の滅亡たる
べく候。其仔細は、日本を二つに分け、東西を家康と輝元、諸沙汰候様と、太閤様御
定めなされし事、御手前にも、知り給ひたる事ぞかし。其辻を以て、今度内府と彌手
堅く仰せ談せられ、其上兄弟の御契約迄させられ、おぼらげならず誓紙、御取替し
ありて、程なく是に御同意候へば、先づ以て不義の第一に候。秀頼様御幼少なれば、
大將と頼み奉り難き事なり。是は治少と内府不和なるに依つて、我身の憤を散せ
んと思ひ、種々安國寺の誣ひしを、正直なる儘、斯様宣ひ候。治少は、太閤様以來、當

家へ馳走の儀にて候へども、御一味候ては、内府と御兄弟の御契約、無體になる事な
れば、内府に思召替へらるゝ事にてはあるまじきと存する。隆景・元清の間、一人御
存生にてましまさば、斯く成行き候とも、いかやうの御方便もあるべきに、唯今當家
に弓箭の道を辨へ思慮ある者無之。此儀、關東へ聞えなば、内府は景勝に手當を置
き、其身は即時攻上らるべし。武略も智謀もなくて、關東勢に上方の勢を相添へ、
敵に引請け戦ひ候て、勝利を得る事あるまじく候。然る間、毛利の家の亡端と存す
る。先づ此沙汰無用と宣ひければ、安國寺、左様の儀にては御座なく候。佐和山よ
り治少・刑少など連判仕り、關東下向の上方・西國の大名衆へ、早々罷上り、秀頼様へ
御馳走候へと、飛脚を以て申遣し、輝元様へも、早々御上り候へと申上候間、定めて頓
て御上着なさるべく候。御遠慮は御尤と存じ候へども、此上は差置かせられ候事、
ならざる次第に候と申されければ、さらば東國への飛脚を呼返す事は、なるまじく
候かと仰せられし。安國寺、我等罷居候内、佐和山より遣し候間、中々追付き申す
事なるまじき由、申されければ、偕は力に及ばざる事なり。せめて輝元御上りなく

ば、何卒方便もあるべきか。林梅林最前の如くならば、是等は思當り、御上りを申留むる事もあるべきなれども、秀次公の時、輝元より誓紙獻せしめ給ふ事の、使をしたりしに依つて、隆景、謂れざる儀を取持ちたりとて、忿り給ひし故、夫より蟄居してあるなれば、出でまじきと思ふ。福原式部、堅田兵部、佐世など、諸事の儀を取扱ふなれども、此者共は、弓箭方一圓不案内の者共なれば、結句御上りを申し勸めて、御上りを御急ぎあるべし。哀れ御上りを御遠慮あれかし。然らば何とぞさせられやうもあるべきものをとて、楢杜下總と西以節を呼出させられしに、安國寺、右の次第を申聞かせ、秀元様御遠慮御尤に候。我等存じ當らざる事、是非なく候とて、後悔申されし。先づ刑少御目に懸るべしとて、參られ候間、御會ひなされ候へと申されけれども、此企、合點に乗らざる事なれば、逢ひ給ふまじきとて、霍亂氣の由にて差歸され、下總を呼ばせられ、黃門御上りの儀、暁と御無用の由申上げ、留め申候へとて、栗屋平右衛門と兩人を、廣島へ差下されし。安國寺、最早斯様に罷成り候上は、西の丸の内府の御座所を御請取なされ、諸事の御沙汰候て然るべく候と申されけれども、黃門

御上りなきに、我等、西の丸を請取りたらんに於ては、各と一味したる者ぞと思召し、輝元、我等を捨て給ふまじき爲め御上りあらば、我等故、當家破滅に成行くべきなれば、御上りの實否知れざる間は、御請取あるまじと仰せられしに依つて、廣家へ申され、西の丸を請取り申されしなり。最早輝元卿御上りを抑へ留められんとありしを、蜂須賀阿州聞き給ひて、是は尤の御遠慮に候。我等も左様に存じ候。此上は内府と治部少不和に付きて出來たる事に候間、輝元は廣島に御座候て、雙方へ御意見ありて、御扱ひ候て然るべく候。日本の中に、別には此取拵手あるまじく候。御使は、我等仕り、雙方納得候やうに申すべく候。兎角輝元御上りは然るべからずと、申されしに依つて、彌下總、下りを急がせ給ひ、其頃大坂川内に、續くものなき名を得たる虎丸といふ早船に櫓數を立て、夜を日に繼ぎて下りしに、風悪くして地に添ひ、船を漕がせ下りければ、夜半時分沖に上り、船餘多ありと聞えければ、心元なく存せしに、船一艘陸へ押付けしに尋ねければ、是は輝元卿の御供船にて候。水取に上り候と申したるに依つて、其儘梶を取直し押させけれども、順風にて、大船に帆を持

ちたる事なれば、追付申す事ならずして、漸く大坂の川口にて追付き、右の趣申上げしかども、早や是迄御上りの事なれば、是非に及ばずと仰せられ、大坂へ御上りなされけれども、西の丸へは入らせ給はざりし。秀元卿御参ありて、御遠慮の様體を仰上げられ給へば、御上りを御後悔淺からずとなり。然れば石田治少より、輝元卿へ申越されしは、大坂御旗本衆、東國へ向はれ候間、宰相殿、勢田迄御出張候様に仰せられ然るべき由、申されしに付きて、治少より、此の如く申越され候間、急ぎ勢田迄出で申され候へ。體に依つて、頓て打入らるゝ事たるべしと聞え候。左心得申さるべしとの仰なり。秀元卿、其旨を存じ候。然れども我等を勢田迄遣さるゝ事、如何と存じ候。最前申す如くに候。今度の御弓箭、當方の勝利は、千に一もあるまじきかと存じ候。内府と御契約の筈を御違ありて、誓紙を破られ候事、不義の御行跡、天命に背かせられたる御事に候。此段は、最前も申上げて候。又秀頼様を、大將と思召候事も、未だ御幼少の事なれば、是は備へ物にてこそ候へ。便にはなり申すまじく候。往昔より代々公方家に、斯様の例多く候て、今に申傳ふる事に候。又内府は、

數度方々にて、武勇の譽隠れなく候。今家康と挑み争ふ者はあるまじくと存じ候。其上近年、武の譽ある程の衆は、悉く内府に順ひ、關東へ罷下り、残る衆は、さまで心憎き衆無之候。治部少は、太閤様の御時、御前の能き計にて、武道の聞えは承及ばず候。其外、増田・長束なども、同前の事に候。我等、先様へ出で申すに於ては、討死の外あるまじく候。左候時は、居ながら御切腹なさるゝ事にてあるべしと存じ候。我等存するには、私を關東へ御下しありて、今度の儀、各不慮の事存立の由候間、秀頼様を守護申さん爲め、大坂に罷上り候。最前申替したる首尾、少しも別條なく候。其段御心元なく思召されずば、早々御上り候へ。申談じ、いかやうにも沙汰仕るべく候。其爲め、秀元を差下し候と仰遣されたらば、家康も、別儀は御座あるまじくと存じ候。左候て、治部少輔には、御異見させられ、惡念發さる様になさせられ、内府上國の時、治少が一命の儀、仰請けられ遣さるゝに於ては、國家も穩に、御契約の筈も違はず、然るべからんかと存じ候。治少はいかやうにも御意に隨ひ申すべく候。一旦敵仕る者も、降参すれば、扶る習なれば、内府も、其上は心も和ぎ申すべし。自然治部少、

御異見を承引申さずば、是こそ合戦にさせられ討ち給はん事、手間も入り申すまじく候。然るに於ては、内府への御入魂にもなり、當家長久の基たるべしと存じ候。治少は御家へ、數年馳走仕候へども、御家と替へらるべき事にてはあるまじく候。我等を東國へ下さるまじきならば、御吟味の上、誰なりとも一人御下しありて、右の通を仰せられ然るべしと存じ候。此上にも、兎角治部少に、御一味させらるべきと思召され候ひなば、秀頼様の御供ありて、御發向候へ。先手は我等仕るべく候。秀頼様御出馬に於ては、東國へ下りし上方衆、秀頼様へ弓を引かんと存する者はあるまじく候。國郡の主になる程の者は申すに及ばず、民百姓に至る迄、太閤様の御情、忝しと存じ、今に秀頼様を奉仰候間、上方衆は、一人も内府へ組する者はあるべからず候。我等、先手仕るに於ては、石田、増田、大谷、長束等に至る迄引具し、碎手申すならば、さまで負はあるまじく候。迎も安否の弓矢御取出し候程ならば、斯様させられ然るべく候。我等一人、勢田へ遣され候ては、何の役に立ち申すべく候や。是非とも關東へ私を御下し候か、さなきに於ては、秀頼様御供させられ、御進發然るべく

候。能々御思惟ありて御覽候へ。此外には何を目當にして、うか／＼と御座あるべき事にてなく候ものと仰せければ、輝元卿、尤の分別に候。些か吟味して、明日事を定むべく候と仰せければ、秀元卿、宿へ歸らせられ、翌日、輝元卿へ御參ありて、夜前申上げし儀共、如何思召候かと仰せければ、其事に候、今更治少を捨てん事も如何に候。宣ふ所尤には候へども、兎角治少罷越し、面談にて、萬事堅むべき由、申來り候へば、其上ならでは、議定なり難く候間、先づ勢田迄出で給へ。體に依り、頓て爰元へ仰せらるべしとの仰にて、秀元の諫言に、御同心まします。是は夜前秀元卿、仰せられし趣、堅田兵部といひし者に、輝元仰聞けられしに、彼者呷き申しけるは、秀元様の御思惟、實に以てさも御座あるべき事と存じ候。然れども只今内府へ、秀元様の御意の如く仰せられなば、降を請ひ給ふになり申すべく候。又秀元様の御奥意心元なく存じ候。其仔細は、太閤様御國割の儀仰出されしに、何かと滞り申しに、内府御助言に付きて進せられし御知行、太閤様仰出されたる半分程の事に候。宰相様の御事は、御存じなされし如く、御智慧深く御座候て、御孝行を盡され候へ

ども、此御知行の事、定めて本意なく思召さぬ事はあるまじく候。殊に藤七郎様、次第々々御成人なされ候へば、彼是以て、最前の御心の如きは御座あるまじく候。あの御智慧にて、東國へ御下りなされ、いかやうの御内存か御座あらんと、疑はしく存じ候。又秀頼様御供させられ、御出馬候とても、秀元様と金吾殿と御兩人をば、太閤様別して御大切に思召されたるに依つて、諸大名衆、何れも深く取持ち給ひ、今に御親み淺からず候間、秀元様かくとだに仰せられたらば、否と申さるゝ人あるまじく候。御一體の御事なるを、斯様申上候事、惶多く御座候へども、御爲と存じ、萬事を看す申上候と申しければ、輝元卿、之を尤と聞請けさせられ、疑心出で來給ひし事、只事にあらず、古人曰、三傳市虎人猶信、一掇衣蜂父亦疑とあり。是は三傳ともいひし、兵部が申す程の事は、一傳をも信じ給ふに依つて、秀元卿、圖に當りたる諫言を以て、勧めさせ給へども、夫をば用ひ給はず、兵部が邪言に付かせ給ひし事、御當家衰少の時刻到來とはいひ乍ら、うたてかりし事共なり。兵部が淺智なる事、一を以て萬を察すといふ事、顯然たり。關東へ下り給ふ西國の大名衆は、殘らず御味方

申さるべし。太閤様西卅三ヶ國は、輝元諸沙汰申さるべき旨、仰出されしに付きて、諸大名衆、輝元の御下知に順ふべしと、手筈取り給ひければ、悉く御味方申さるべきなれば、今の如くにて、天下は御手に入り申したる事なれば、入らざる事に、御手間を入れさせ給ふべからずと、申したりとかや。實に太閤様御諚に、西卅三ヶ國は輝元、東卅三ヶ國は家康諸沙汰仕り、秀頼様を守護申さるべし。隆景は、秀頼様の御父分に仰付けらるゝ由、御諚ありしに依つて、西國の大名衆、輝元卿へ、諸事御下知に隨ふべしと、堅約ありしに、今度東國へ下りし事、輝元へ一言の案内をも申さず、下られし程の事なれば、何しに家康公を捨て、御味方申さるべきや。是等は如何なる者も、思當る事なるを、斯く申す事は、淺ましき事なり。輝元卿、夫に請乗らせ給ふ事、天命の盡きさせ給ふ事なるべし。右の次第ども密々にこそ申しつらんれども、壁に耳とて、之を慥に知りたる者ありて、秀元卿へ申しければ、偕々是非に及ばざる事、當家の惡魔此者なり。討つて捨てばやと思召しけるが、いやいや只今彼を害したらんに於ては、黃門還つて我を恨み給ふべし。其上、國割の事ども、申したりと

輝元大坂
方に與す

聞えければ、さればこそ兵部がいひし如く、秀元、胸中に恨ありしに依つて、此者の妨なりと思ひ、事を左右に寄せて、斯くしたりと思ひ給へば、今迄何事も、輝元の仰を背くべからずと議定して、孝行を盡さんと思ひし事、徒事となるべし。又此の如く、世間亂に及びし中なれば、闇くべしと忿を押へ、思召し留らせ給ひしなり。斯くありし事なれば、秀元卿は、述懐にも思ひ給ふべきなれども、孝の道を立てさせ給ふ事、あり難かりし行跡、いふ計もなし。後世の將、心得給ふべき事にや。秀元卿は、此上は力に及ばずと、勢田へ赴かせ給ふ、輝元卿の仰に、體に依り、頓て打入り給ふべしと仰せければ、秀元、是は御意とも存せず候。敵を見かけ、歸ると申す事は、無之法にて候へば、罷歸るまじく候。御意を背くと思召さるまじく候。東國へ向ひなば、討死と存じ候とて、打立たせ給ひしぞかし。

一、金吾殿は、伏見の城を攻め給ふ。此城には、内府より内藤彌次右衛門、鳥井彦右衛門兩人を頭として、人數千程置き給ひし。金吾殿へ見廻として、楯柱下總を、大坂より差上されし。其時、下總は手を負ひてけり。金吾殿、いかにも緩々として、城の

秀元大坂方に與す

攻めやう抄々しからずと、秀元聞かせられ、輝元卿へ、伏見の城を攻落し、勢田へ通り申すべしと仰せければ、金吾殿請取りて攻められけるに、脇より攻め候ては、金吾殿心中如何なれば、只構はず勢田へ通り給へと仰せければ、又秀元、さやうにては候へども、金吾殿は、隆景の養子と申し、御縁者にては候へども、彼中心元なく存じ、我等脇より城を攻落したらば、氣後れて、御味方にては居らるべく候か。一分として、城を攻落されたらば、侈出で来て、多分は心替仕らるべしと存じ候間、我等、城を攻め申度候と仰せけれども、只無用に候とて、輝元御同心させ給はず。又大津の城を此方へ請取り、番の者を籠置申すべく候。只今の體は、敵とも味方とも知れざる體に候間、申懸け城を渡すまじきと申すならば、即時蹴落して通り申すべしと仰せけれども、是も輝元卿、如何思召しけるか、御同意なくして、勢田へ赴かせ給ひてけり。然れば大津の宰相殿は、頓て敵し申されしに依つて、秀包、元康、立花左近城を攻落し、宰相殿は、一命を助かり給ひて、京の町中へ取退き給ひしなり。

一、秀元卿勢田御滞留の内、伏見の城落去せし。然れば石田治部少輔、大坂へ參上仕

候とて、勢田迄船にて罷越され、秀元卿へ參られしに、輝元卿へ仰せられし。秀頼様御出馬然るべく候。御出馬させらるゝ程ならば、上方衆は、悉く東國を捨て、罷上り、秀頼様へ忠を盡さるべきものと仰せければ、治少申されしは、夫迄も御座なく候。上方大名衆の手筈御座候とて、正にもならざる事を信じ、御出馬の事承引なし。秀元卿、輝元も治部少輔も分別違ひたれば、中々の事なり。此上は力なし。さあらば成次第、三河、遠江邊迄押し下るべし。上方衆、味方になるに於ては吉事なり。さもあらば天運に任せて、勝負するより外はあるべからずと宣へば、治少、いや左様の儀にてはなく候。福島左衛門大夫・田中兵部・池田三左衛門など、頓て味方に參るべき由、手筈候へば、御心安く思召候へとて、右の次第ども合點なし。然れば秀元卿、御心安き者共二三輩、近付けさせられて仰せけるは、圖に當る事をいひしかども、此身、年若きに依つて、黃門も治部少輔も、軽く思ひ、我等が言を信じ給はず。見よ見よ、頓て後悔ぞあらん。唯山見ぬ狩といふやうなる事共を、頼とする計にて、本々の弓矢の作法は少も無之。今に於ては、負軍眼前たるべし。されども我等、向ひたらん所

は、鬼神たりとも、手には付くまじきぞ。大體の負は、是非に及ばざる事なり。後代迄も、其時の軍は斯くこそありしと、名を残さんと思ふなれば、内々其心得肝要なり。是は各が心得の爲にいひし事なり。心安き者にても、此儀を語るべからず。下々の輩は、斯様の事を聞きては、心懸せんと思ふなり。さやう心得べし。偕々弓矢に勝つべき事を、兩人用ひ給はぬ事、天命の盡きたる事をとて、御腹立ありしなり。然れば勢州津の城攻手として、長束大藏大輔、關の地藏に居られけれども、緩々として、何の行もなかりければ、秀元卿、此の如く何を待つといふ事もなく、うかうかと物を待つやうにあらん事、是非に及ばず。長束がありける關の地藏へ、陣替をして見合せ給ふべしとて、彼地へ陣替ましゝて、長束殿へ仰せけるは、斯様に大勢の者、徒に居るべき事、然るべからず候。不日に津の城を攻め給へ。其爲め是へ陣替仕りて候と宣ひ、評定ありて、九月廿四日、津へ着き給ふと、即時城の南の方、追手橋の詰の門を打破りて、込入りければ、二の丸へ逃入り、門を立てしを、追續いて二の丸の扉を乗越す所に、内より防ぎ、伊秩采女正・西孫兵衛手を負ひし、采女は高股を

突かれ、孫兵衛は腕を突かれ、兩人共に塀より落ちけるを、引懸けて退きしを見て、塀際に付きて居たりし大勢の者と引退き、橋傍迄崩れしを、秀元卿御覽ありて、懸向はせ給ひ、蓬き奴原の風情、沙汰の限なり。逐一に切捨にせよと、大音に宣ひければ、夫より又押返し切つて入り、二の丸迄入り、大勢討捕りし。二の丸より本丸へ逃入る者三つになりて、内藤九郎右衛門・内藤六右衛門・中川清左衛門、此三人は母衣の者、井上清右衛門、茶堂衆の内善齋、彼是五人、本丸へ入りしに、早や門を押立てしに依つて、跡に續きたる者は入り得ずして、五人の者共、本丸の内に居けれども、城内の者、周章て、之を見知らず。清右衛門は生得輕業の達人、水にも得たる者なりし。城中の者に紛れ、夜に入りたらば、出づべきものと思ひ、塀裏の者に向つて、鐵炮能く打ち候へ。爰は油斷したるぞなどと下知して、方々へ廻り、越えんと思ふ所を見濟し、夜に入ると等しく、晝の戦に草臥れ、居睡して居たる者のしなひの指物を取り、竿を迦し綿嚙の間に押入れ、塀を刎越え、堀を遊ぎ渡つて、吉川陣へ取上りしを、廣家より使者を相添へ、御本陣へ差越されければ、御褒美まし／＼てけり。残る

四人の者共は、城中の者に紛れ居たりしを、夜半時分に見出して討ちたる由、後に城内の者申し／＼なり。又尾崎助兵衛・尾崎四郎右衛門・内海半左衛門・伊秩采女正・松野茂介・繁澤なる者二人、彼是六人、本丸より二の丸へ出づる所に、勢だまりありし。其所と二の丸の間に、廣さ七八間程と見えし深き水堀あり。其橋詰に門櫓あり。其矢倉に添ひて、右の六人居たりしに、本丸より七八人出でて、兩人の尾崎と鍵を合せし時、松野茂介切つて懸りければ、敵も立向ひ切合ひて、茂介手を負ひし。夫より本丸へ引取りしぞかし。然れば六人の者共出で侍りし。最前追手の城戸押破りし時、山脇作右衛門、一番に城戸へ付き、切破りし所を、内より鍵にて突倒し。深手故、頓て相果てしなり。二の丸へ、二番目に乗りし時、山井源左衛門、其外、手負數十人有之。其時、横山傳兵衛、一番首を取りてけり。明くる廿五日には、城主富田信濃、切腹に極りし所に、高野山より、木食上人駈付け給ひ、達つて一命を乞請け給ひ、眞宗の大寺いしいでんへ下城させ、蒔田權佐を入置かせ給ひ、夫より四日市場迄、出張まし／＼てけり。津の城攻めさせ給ふ時分、關東へ下りし上方の大名衆上りて、岐

阜の城を攻落し、中納言殿は取退き給ひ、高野の麓におはしまし侍りしなり。

一、秀元卿、關の地藏におはします内、津の城の様體を見せ給はんと、長束殿と御評定ありて、長束殿よりも、兩人差出され、秀元よりは、宍戸十郎兵衛に、垣田勘左衛門、横山傳兵衛兩人の鐵炮頭を差添へて出させ給ひ、城の爲體、遠見して歸るを見て、勢を出しけるに、跡へ廻りし中、はさみにして擒にせんと思ふ體と見えて、勘左衛門、傳兵衛にいひけるは、あの人數の出しやうを見るに、今の分にては退かれまじきぞ。兩人の組を一揆づつ、替りく跡手を廻り退きにせずば、一人も生くる事あるべからず、如何あらんといひければ、傳兵衛、尤に候。然らば先づ我等殘るべしとて、石を積上げたる畔多かりしを、楯にして待かけし。勘左衛門三町程引きたりし時、分、早や敵、程近く襲ひ懸りしを、鐵炮にて打たせしに、手負ありと見えて猶豫せし。扱勘左衛門跡に残し、横山引きて、三町計にて、勢を備へて居たりし時、勘左衛門待懸けたる所へ、大勢懸り來りしを、散々に打たせ、手負數人ありければ、夫より敵附慕はずして、くつかけ村迄引取り、虎口の難を通れしとかや。兩人うか／＼と退き

たらば、十郎兵衛も、長束が者も、大方討たるべきに、勘左衛門、傳兵衛兩人の勇謀故、恙なかりしとて、十郎兵衛存生の間、此兩人に深く親みしぞかし。

一、益田玄蕃頭事、萬事秀元の御用承るべき由にて、輝元卿より付けさせられしに依つて、何事も、彼が差圖次第にてぞありし。然れば關の地藏にて、秀元卿の御陣屋を作り、道の付所見合せ候へと、益田所へ、小池又三郎といふ者を、三度迄遣しけるに、頓て參るべしと返事して、出さず。早や夕陽に及びし故、谷川のありし傍迄、道を付けて、谷川に橋を掛く。益田が鐵炮の者、陣取の小路へ道を付けずしては、別に道をなすべき所之なし。依つて、彌早々罷出で見合せ候へと、又人を遣しけれども、出さずして、結句其道になすべしといひし小路に柵を結び、剩へ鯢波を上げて、陣屋々々へ引籠りし。是は不謂次第、近頃憎き事なりとて、若き者共十五六人走り出で、柵を切破りし所を、内より棒を突連れて、打つて懸りしを見て、普請場の者共駈付け、悉く打擲し、益田玄蕃と同叔父伊豆守と、茶堂坊主此三人計り打たれざりし。殘る者共、皆擲き伏せしを、各罷歸るべしとて、呼返したる所に、町の御宿

に居たる衆、喧嘩あると聞きて、常番の衆計り残りて、其外の衆駈付け、又打つて懸り、散々に打擲せしを、引取り候へとして、淺海市右衛門といひし者を遣しければ、大肌拔になりて留めしを、益田が者かと見誤りて、世良孫七といひし者、一矢に射殺してけり。龜忽の儀を仕りたれば、孫七を御成敗あるべきぞと申しけれども、御遠慮の儀ありて、さもなかりし。其御遠慮の事後に各存じ當り、奇特の御思惟ぞと申しぞかし。熊谷豊前・渡邊飛驒などは、龜山の城普請に居たりけるが、此事を聞付け、則ち關の地藏へ参り、最前よりの次第を聞き、扱々益田は、左様に無遠慮なる者にては御座なく候。唯天罰たるべく候。大坂にて、輝元様聞召されたらば、切腹仰付けらるべしと存じ候と申し、輝元卿、いかやうに聞かせられけるか、秀元の者共、謂はれざる儀を仕出したれば、三吉藤右衛門・西孫兵衛、此兩人を切腹させ、西以節をば、一命を扶けて、高野山へ遣さるべしとの御使に、堅田兵部を、勢州へ差下されしに、石部迄下りし所に、津の城落去して、隙を明けさせられ、東國へ御下の由申しければ、兵部は夫より上りしとなり。兵部が通りし時、隆景の御馬印、鼻迄差させて通り

し。金吾殿聞付け給ひて、隆景の馬印をば、日本の内にて、我ならで持たする者はあるまじきに、何者が持たせて通りけるか、其馬印取つて來れとて、人を遣されしに、則ち馬印を渡したり。金吾殿は、隆景の御養子たりし故、斯く宣ひし。兵部は面目を失ひたりと、諸家に沙汰せしとかや。

毛利秀元記 卷之四 終

毛利秀元記 卷之五

一、加藤肥後守より、桑山式部大輔を以て、輝元卿へ申されしは、今度内府と石田治部少輔、弓矢に及び候に付きて、輝元、治部少輔に御一味の由に候。大和國を、我等に下さるゝに於ては、早速罷上り、江州三州・濃州邊迄も罷向ひ、御馳走仕るべく候。然れば家康の事は、我等一人に御任せ候へ。某罷出候に於ては、今度東國へ下りし上方・西國方の諸士は、多分我等に同意仕るべく候。然る時は、弓箭は御勝たるべしと存するの由申されし。式部大輔・沼田小左衛門とて、秀元卿の近臣あり。是は舊友にて、別して式大親しかりし故、委しく語りて、此趣を輝元へ申さるべしと申されし。小左衛門、我等申す事は如何に候。輝元へ、斯様の儀ども申す衆へ引合せ申すべく候間、直に仰せられ候へとて、福原式部・堅田兵部兩人を引合せしに、桑山、右の趣を申されし。輝元卿御返事に、肥州御内意承知し満足仕候。然れば和州の事仰

越され候。御存知の如く増田右衛門尉、郡山を拜領致し、彼城に居られ候間、我等心任にならざる儀に候。肥州の儀は、秀頼様へ御馳走なくて叶はざる御筋目に候へば、随分御忠節を盡させ給ひ候へ。然るに於ては、後々の事は、御望も叶ひ申すべく候。いかやうにも、其沙汰疎はあるまじく候へば、急ぎ御上り然るべく候との御返事なり。式部・小左衛門に、偕も案外なる御返事に候。是は秀頼様の御爲め、又は弓矢の強みになる事にて候へば、右衛門尉と御評定ありて、大和を遣されたらば、能き御味方にて候ものを、此御返事にては、肥後は御味方にはなるまじく候。惜しき事、能き味方を御捨て候事よと申して、歸られ侍りしとなり。古も斯る悪例ありとこそ見たれ。楠正行、僅四千餘騎の兵を引率し、夜半に尊氏・直義并師直以下の宿所に押懸け放火せしかば、尊氏、命からぐにて都を没落し給ひ、慈命院の主上・上皇も、江州の武佐へ行幸なりければ、既に帝都は、主なき京となりし。然れば足利高經、内々尊氏を恨むる仔細あるに依つて、楠に、使を以て申しけるは、尾州の守護國司職の恩補を給らば、以前の非を讎して官軍に屬し、尊氏が一家の好を離れて、朝敵

追罰の謀を廻すべし。此事奏達し給へとなり。正行、右の虚實を勘へ、偽ならざる所を知りて、奏聞申しければ、尾州は四條中納言拜領の國として許し給はず。楠又申しけるは、尾州の國司職を御免ありて、高經を御味方にさせられなば、天運開かるべしと申しけれども、赦許なければ力及ばず、越中の國より、桃井直常、加賀能登を給ひ候へ。御味方に參らんと申すをも、加州は當伊勢國司二條師基卿の國、能登は中院定常の國として御免なし。赤松入道圓心一類、其外西國の士、少々宮方へ參らんと、正行が方へ申入るゝ者多かりしかども、右の如くに障多くして、御味方に參る者少うして、尊氏の勝利となりてんけり。古今共に心得あるべき事なり。智謀なきは、亂國を治むる圖を廻す者ぞと、いひ傳へしとかや。秀元卿、勢田に御滞留の内、肥州申さるゝ様、輝元卿御返事の次第を聞かせ給ひ、扱々是非に及ばざる事かな。今日本に、肥後の武勇に、誰か肩を並ぶる者あらんや。大和を望むならば、今一國も添へて給ふべしとて、彼を何れへなりとも向けさせ給ひなば、東國にある上方、西國の大名共は、皆招き上すべきものを。輝元卿は、夫程に愚なる人にてはなきに、只天罰の

當らせ給ふものなりと、御腹立ありしなり。

一、秀元卿は、勢州四日市より、養老の原へ陣替まし、其時原隱岐守、我等に人數五百付けさせ給ひ候へ。清洲の城、夜打にして取るべき事、何の手間も入るべからず。左候時は、此方角一方の御隙明にて候へば、人數を御添へ候やうに、仰せ談せられ候へと、安國寺へ申し、に付きて、則ち長束殿へ、安國寺申されしに、如何思ひ給ひけるか、合點なかりし。秀元卿は、隨分弓矢に勝つべき儀をいひしかども、黃門も治部少輔も、合點なければ、入らざる事として、斯様の事に御構もなかりしなり。此隱岐守は、秀吉公仰に、美濃國には替へまじき者ぞと仰せられし程の者なれば、夜討したらん、に於ては、清洲をば取るべきものといひしとかや。

一、養老の原より、けいろう山へ各陣替なり。今度陣中、長束先手せらるゝ筈たりし所に、關の地藏にて、吉川廣家先手を望み、種々長束殿へ申されしに付きて、先手を譲られしなり。けいろう山には、秀元卿、長束大藏大輔、大坂の御弓頭、御鐵炮頭を引率して、一萬餘騎にて陣取り、麓には長曾我部陣取りて在之。けいろうの勢、都合

四萬餘騎なり。又大垣には、石田治部少輔・備前中納言殿・島津父子・福原右馬助・小西攝津守・平塚因幡守・脇坂中務少輔、其外九州衆、都合三萬餘騎の勢なり。大垣とけいろうの間の原にて、談合として、治部少輔・大藏大輔・小西・島津・平塚・脇坂・備前等出で給ふ。秀元卿も、廣家・安國寺・元政召具して出でさせられ、大谷刑部少輔は、金吾殿目付として、山中の陣に居られるが、是も出でられ、三箇度迄軍評定ありしかども、是ぞと覺しき事もなく、何を頼ともなく、緩々としたる形勢なれば、秀元卿の仰に、是非合戦あつて然るべしと存じ候。左様之なくして、大勢の者、うかくと敵を目の前に守り居候事、無念の次第なり。岡山に居候は、皆上方勢計なれば、人數の積り、大方知れたる事なり。味方の勝合戦必定と存じ候。然れば我等先手仕るべし、敵を擒にせん事、案の中たるべしと宣ひければ、大谷殿申されしは、寔に此中の評定、議定なく候。我等も、合戦然るべしと存じ候。是非合戦に相定められ候へと申されしに、治少申されしは、刑少は目薄くして左様宣ひ候。敵は手に足らぬ事に候。合戦なしに勝つべきものを、入らざる所に手間を入れては、無體なる事に候と申され

ければ、刑少は病者にて、目悪き人なる故、目の薄しと申されたるを、以の外腹立して、我等は旨にて、談合の役にも立たず候。兎にも角にも、三日の中に合戦なくんば、弓矢は負たるべきぞと言捨て、其儘駕にて歸られしなり。其時の評定も圍らずして、各歸らせ給ふ。元政は、秀元卿の供奉ありて、御本陣へおはしまして宣ひしは、偕も笑止なる事に候。今日の御談合も、一つとして議定の事なく候。秀元様と大谷殿仰せられし如く、合戦なくては、大事の儀と存じ候。是より岡山へは、三里餘あるべし。然る時は、些か間遠く候間、向の菩提寺の古城迄、諸陣を替へられ、夫より十町十五町宛、陣を取寄せ、して、赤坂の敵の陣取の上の山へ、此方より寄せられなば、何として怵へ申すべきぞ。出でずして叶ふまじ。其時悉く討捕るべきに、治少有無に合戦を嫌ひ給ふ事、是非に及ばざる事と存じ候。危き弓矢の次第とこそ存じ候へと宣ひし。圖に當りたる事と、各申し、ぞかし。金吾殿、山中の城に居給ひけるが、心替り分明の聞えありしに依つて、手籠申すべしと評定ありしかども、夫も何かと延引なり。杉の權頭所より、金吾殿心替り必定の由、堅く三箇度安國寺へ申越

したり。此權頭は、隆景より金吾殿へ、付け給ひたる者なりし故、斯く申越したり。安國寺、此由を、治少へも長大藏へも申されしに、兩人乍ら、うかくとして居られしに、案の如く金吾殿打つて出でられしぞ。大谷刑部、金吾殿の勢を、山中の城へ二度追籠めしに、早や東國勢押懸けしに付、刑少は小勢なれば叶はずして、駕を敵の中へ昇込み、我が首を取つて、深く隠してくれよと、湯淺五介といひし郎等に、堅く言含められしに依つて、彼五介、遣言の如くして、其身も相果てけり。斯くありし故、刑少の首は、終に見えざりしとかや。

一、右の如く合戦もなくして、治少の差圖に任せておはします處に、九月十三日の八つの下りに、内府、赤坂へ著かせ給ふ。十四日は、事々しき大雨にて、暮に及び、大垣の衆、關ヶ原へ廻られし。十五日には、治定合戦あるべきぞとて、各用意ありし。然れば十四日の夜半過、けいろう山の麓を、東勢通る由申候とて、長束殿より、早々先手を押出され候へと、しきなみに廣家へ申され、又秀元卿よりも仰せられ候へと、申越されしに付、度々使を遣されしに、事々しく霧深く候て、方角見え申さず候。少し

なりとも霧晴れ申すに於ては、下し申すべしとの御返事なり。東勢通るか見て參れとて、齋藤孫左衛門といひし者を遣されし。頓て罷歸り、事々しく大勢通り申す物音にて御座候と申しければ、頓て先手を下すべしとて、待ち給へども、さもなくして、早や夜も若々と明方なりしに、長束大藏、大坂の御弓鐵炮頭衆を同道して來り給ひ、何とて先手斯様に油斷候や。秀元御出浮なされたらば、定めて先手進み出で申すべきなれば、御出なされ然るべき由、申されければ、尤に候とて、長束殿と同道させられ、福原が陣所迄出で給へば、福原は、先手の廣家へ參りたりとて居ざりし。早や夜も明ければ、先を急ぎて下し候へと、御兩所より、吉川所へ仰せられしに、其時も、最前に替らぬ申されやうにてありければ、大藏大輔、扱は聞え申して候。此中、吉川・福原、内府へ申通する由、承及び候へども、秀元御座候間、定めてさはあるまじく候。雜説たるべしと存じ、終に沙汰をも仕らず候。今に於ては、此儀事實にて、先手を下さぬものと存ずる。定めて合戦は、半ならんと存ずるなれば、我等罷出づべしと申されし。秀元、偕はさやうの沙汰有之候や、夢にも知らざる事に候。いか

なりとも、さはあるまじきかと仰せられし。其時、大藏大輔、掛硯を取寄せ、状を認め、歩の者を呼び給ひて、此状を、何卒して治少へ届け候へ。自然敵、立向ふと見たらば、逃隠れても苦しからず、いかやうにしても、此状、治少へ届けたるに於ては、一廉人にもなすべきぞ。随分急ぎて行き候へと申されし。此者、廿五六程と見えし者なりし。其旨を存じ候、随分急ぎ申すべしとて出でしも、早や二里程は行くべしと、各申し、所に、大汗になりて歸り、先様は合戦御座候て、此方の負軍とて、島津兵庫殿直の仰を承候。島津又七郎殿は、討死させられ候由、是も兵庫殿直の仰にて候。島津殿には、牧谷にて御目に懸りて候と申し。其時、長束殿郎等、年來五十計と見えし、黒き鎧に日の足の指物にて、庭に立ちて居けるが申しけるは、是は大藏殿御分別違ひ申したる故、此の如く成行き候。吉川殿理り申され候とて、先手を御譲ありし故、斯様に候。大藏殿最前の如く、先手させられたるに於ては、頓に此方より懸り給ふべきなれば、今日は、日本の總勝になり申すべきに、是非に及ばず。さり乍ら昔より、一往二往合戦に勝ちたりとて、始終の勝にもならず。又負けたりとて、始終の負

にもならざる事、御存の前に候。定めて東國勢は勝合戦仕り、方々へ散り申すべきなれば、内府の傍に、人はあるべからず候。急ぎて御懸り候へ。家康を打ち申すべき事、掌の内に候。早々御懸り候へとて、大藏殿を引立つる如くして出でし。如何あるなるか、夫より直様伊勢地へ退かれし。然れども長曾我部も敗し、安國寺も伊勢地へ取退かれしかば、秀元卿、御陣屋へ歸らせ給はんとさせられし所に、吉川・福原兩人参りて、福原申さるゝは、關ヶ原の合戦終る由に候。此中も、申上度候ひしかども、大事の儀と存じ、慎み申して候。此御弓矢一大事と存じ、廣家様と談合仕り、御和平の儀を、内府様へ申入れ、相濟み申したるに依つて、先手を下し申さず候。今に於ては、御心安く思召候へと申しければ、秀元聞召され、偕は和議の取拵候や。夫はいかやうの濟口にて候かと仰せければ、唯御持懸りの國の分、相違なきやうにと申定め候と申しければ、秀元、然らば定めて、内府より、堅き書物差越されつらん。夫を見たと仰せられしに、いや書物には及び申さず候。殊外、手堅き筈を取り申して御座候間、其處は御心安く思召され候へと申し、又秀元、仰せられしは、堅き手筈と

は申されけれども、斯様の事は、堅き書物を取替してさへ、事に依り、證とせざる事多しと見えし。況や書物なくては、如何にも心元なく、合點に及ばず候。人質を取替されけるかと宣ひければ、廣家、質をば此方より進じ申して候。我等よりは粟屋源次郎、廣俊よりは弟の左近を出し申され候。内府よりの質には及び申さず候と申されければ、秀元卿は、中々の事なりと思召し、其後は兎角の儀も宣はざりし。福原申しけるは、明日は内府より御用の由候間、廣家と私は、二十騎宛にて御先へ参り候。諸兵の事は、此の如く中の備を召連れられ、緩々御立なされ然るべく存じ候と申し、夫より御歸ありて、いかにも合點に及ばざる和議の仕やうなれば、明日は夜明けて、世間明かなる時分、打立つべきぞと仰せられて御座ありし。然れば安國寺、道より懸戻りて、長束と同道仕り退き申さんと、中途迄罷出で候へども、秀元様を捨て申しては、長袖とは申し乍ら、本意に背きたる事と存じ候て、罷歸りて候。定めて法師首を刎ね申すべしと、存せらるべしと存じ、其覺悟仕り罷居候條、申越さるゝに於ては、早々仰聞けられ候へ。少しも忘却仕らず候間、其段は御心安く思召され候

へと、菊首座といひし弟子を以て、申越されければ、秀元卿大に感じ給ひ、則ち陣屋へ賄以下遣され、御心を添へ給ひし。偕十六日には、諸勢召し具しありて、打立ち給はんと思召す所に、其夜半時分、悉く陣拂して、秀元卿を捨て奉りて、かくれ上りてけり。又大垣には、平塚因幡・福原右馬助・秋月以下の九州衆、少々ありけるが、各心替りして、右馬助に腹を切らせ、残る輩、内府へ味方申されし。中國勢は、右の如く陣拂して上りし處に、毛利讃岐守元政父子、手勢三千餘騎を引率し、山の畦に備へて、秀元卿の出でさせられしを待ち給ひ、大坂迄跡備をして上らせ給ふ。天晴武勇の行跡と、感せぬ者はなかりし。日の出に秀元打立たせ給へば、美濃の住人徳永が者共を先として、郷人大勢出でて、後れし者あらば、追落して奪はんと思ふ體と見えて、紺の母衣に、鹿の角の出しの指物差したる者、先立ちて峰へ上りしを、田代助心、取つて返し、を見て、宮城太郎兵衛・内藤三郎次郎・内藤四郎右衛門、續いて返す。助心、鐵炮を打かけ、透間なく懸りければ、郷人共、散々になりて逃げしなり。又吉見善右衛門・繁澤與三右衛門・繁澤藤右衛門・大迫甚之丞・川口三郎兵衛・品川彌次右衛門、此六人は、

後れたる人共を、召連れて参るべしと仰付けられしに依つて、諸兵に引下りて出でける所に、郷人共跡を慕ひしを、牧谷口にて數人討捕り、残る者共を悉く追散らし、後れし者共、恙なく召連れて参りければ、大に御感ありしぞかし。又けいろう山の麓にて、右の方の山の出崎へ、郷人共馬を乗出して駆廻りければ、桂藤兵衛・垣田助左衛門兩人に、あれ追散らせとの仰にて、兩人馬を乗かけ、兩人共に、馬武者二人打捕りければ、夫より郷人も出でずして、江州伊吹の麓迄引かせ給ふ。今朝秀元卿を捨て申したる者共、陣取りて居たり。尤も日も夕陽に及びし故、其所に御陣を居ゑさせ給ひしに、福原は、渡邊飛驒と林志摩兩人を、同道して参り申しけるは、此中の如く御供申され候へと、諸將へ申渡し候處に、今朝御立なされ候を待ち奉らずして、御先へ出でられし事、私申届かざるやうに思召さるべき處、迷惑仕候。明日は御供候やうにと、彌堅く申渡し候。此飛驒と志摩兩人の儀、召連れられ、御用の事仰付けらるべく候。私事は、今日の如く、内府様御供仕るべき由仰せられ候間、廣家様と私は、御先へ参るべく候と申して歸りしなり。明日は夜明時分、御立あるべしと仰せられし處に、又各御立をも待たず、八つ時に悉く立ちてんけり。飛驒も志摩も、各同前に出でし。口羽六兵衛は中途より歸り、秀元様御立を待ち申さず、悉く御先へ罷立候事、是非に及ばず候。我等は、秀元様御立なされたりと存じ、出で申して、中途にて尋ねければ、未だ御立なき由申すに付きて、御供仕るべしと存じ、罷戻り候と申し、奇特の心懸神妙なりとて、御感淺からず。其日も、元政計り御立を待ち給ひ、跡手をさせられ、江州八幡山迄上らせ給ひ、翌日八幡山を、寅の上刻に御立ありて、上らせ給ふ處に、御先鑓の段にて、何を聞き候や、御馬の傍迄崩れ懸りしを、馬より下りさせ給ひて、崩れ懸る者あらば、悉く打捨にせよと宣ひて、敷皮に座して御座ありしを見て、靜まりてけり。夫より上らせ給ひしに、長原の町焼ければ、中々通られざりし。然れば廣家御越ありて、先へは一圓通り申す事相ならず候。如何にも不審なる體に候。是非に及ばず、爰にて切腹仕る事にて御座あるべしと存候と宣ひければ、秀元卿の仰に、廣家の宣ふ處、合點に及ばず候。和議の首尾を知りたる人の、さ宣ふべき事に非ず。殊に腹を切るべしとの覺悟ならば、廣家の腹

しと仰せられし處に、又各御立をも待たず、八つ時に悉く立ちてんけり。飛驒も志摩も、各同前に出でし。口羽六兵衛は中途より歸り、秀元様御立を待ち申さず、悉く御先へ罷立候事、是非に及ばず候。我等は、秀元様御立なされたりと存じ、出で申して、中途にて尋ねければ、未だ御立なき由申すに付きて、御供仕るべしと存じ、罷戻り候と申し、奇特の心懸神妙なりとて、御感淺からず。其日も、元政計り御立を待ち給ひ、跡手をさせられ、江州八幡山迄上らせ給ひ、翌日八幡山を、寅の上刻に御立ありて、上らせ給ふ處に、御先鑓の段にて、何を聞き候や、御馬の傍迄崩れ懸りしを、馬より下りさせ給ひて、崩れ懸る者あらば、悉く打捨にせよと宣ひて、敷皮に座して御座ありしを見て、靜まりてけり。夫より上らせ給ひしに、長原の町焼ければ、中々通られざりし。然れば廣家御越ありて、先へは一圓通り申す事相ならず候。如何にも不審なる體に候。是非に及ばず、爰にて切腹仕る事にて御座あるべしと存候と宣ひければ、秀元卿の仰に、廣家の宣ふ處、合點に及ばず候。和議の首尾を知りたる人の、さ宣ふべき事に非ず。殊に腹を切るべしとの覺悟ならば、廣家の腹

切る所はあるべきものを、爰にて切腹あるべき由、我等が心中には、少しも尤とは存せず候と仰せければ、無言にて歸らせ給ひ、何かとありし間に、町屋の棟焼落ちけれども、左右の火にて、以の外、熱かりしかども、通らせ給ひし。然れば廣家・福原兩人より、秀元様御事、内府様へ人質に御出なされ然るべく存候。内府様御内證も、此の如く候と申越されし。秀元御返事に、内府より、我等を質に出で候へとは宣ふまじく候。今度美濃表迄出でし事も、黄門仰に依つて出でし事なれば、兎角輝元の御目に懸らざる内は、思も寄らざる事ぞと仰せられし。其後、廣家・福原兩人参りて、是非質に御出でなされ然るべく存候。輝元様の御爲にて御座候ものをと申されしに、我等は今度の和平の様子、知らざる事に候。黄門の御爲を存せられ、和議の取持、旁兩人の才覺なれば、兩人の内一人、質に出でられ然るべく候。我等は何箇度申され候とも、念もなく出づまじきぞと仰せられし。田代助心申しけるは、秀元、各の差圖に任せ、質に出づべき由、仰せられ候とも、我等申留め、御出でなき様に仕るべく候。此儀に於ては、御兩人の儘にはなり申すまじく候。左様御心得候へと申しければ、

兩人は無興氣にて歸られし。助心申しけるは、何とも知らざる爲體に候。斯様の時は、萬事に付、御心持御座あるべく候。御鎧を召替へられ候へと申して、秀元卿の召されし御鎧を、井上三郎といひし小性に着せて、助心は、秀元の御馬の傍を離れずして申しけるは、我等事、信長に居申したりし時、此邊は、岩の數迄覺え申したる事にて御座候へば、夜中をいはず、大坂へ御供仕るべきなれば、御必安く思召候へと申し、物馴れたる行跡と、各感じ侍りしなり。偕醒が井のたをへ上らせ給へば、佐和山の城を、東國勢取圍み、大手の出丸へ乗込みたりしと見えし。城の麓を通らせ給ふ時節、天守に、内より火をかけたる體と見えし。秀元卿、供奉の兵の間を入切りたがる體にて、道の左右ひひたと人數を付け、鷹の羽の昇と、ふんとうの昇を立懸け、色々間を入切るやうにと仕けれども、いかにも緩々と、騒がぬ體にて通らせ給ひし故、流石入切る事ならずして、此方の人數と打連れて参りし。佐和山の筋向の道より、東方の廣き片平の畠に、扇の馬印にて、内府陣取りておはします。秀元卿、内府の陣へ御出ありて、内府に參會あるべき由仰せられしを、各老軍共、種々に申止めし

べかし。然れば内府の御陣より、馬武者一騎駈出で、秀元の御馬の近く迄参り、馬より下りて、偕も其後は、御久しく候と申されし。其時、秀元卿も、馬より下りさせられ、仰の如く其後は、御久しくとの御挨拶なりし。是は永井右近大輔殿なり。此人、申されしは、安藝宰相様の御通り候間、東國勢は、右の方へ片付け、左の方は宰相様の御人数を通し候へと申されければ、押交りて来りし者共、夫より皆片付きたるに依つて、廣々と通らせ給ひしなり。右近殿参られし事は、内府、いかやうの形儀にて通られるか、見て参れとて遣されしとなり。右近殿歸りて、いかにも靜に、神妙なる行列と見申して候と申されければ、物ともせず通られ候よと仰せられたりと。江戸御城にて、松平右衛門尉、其時、家康公の御刀を持ち、御傍にありて、初中後共に委しく存じて候。権現様仰に、斯様の時こそ、剛臆は見ゆるものぞ。さやうには通り悪き事なるに、年老の覺悟を持ちたる人なりと、御讚なされて候ひしと、尾州大納言殿・紀州大納言殿・水戸中納言殿へ、語り申されしとかや。

一、右の如く、内府の陣の前を通らせ給ひて、越川の河原にて、諸卒に竹葉使はせ、緩々と上らせ給ふ。夫より二里程上に、道より右の方に、井伊侍従、勢の程三千計と見え、赤昇にて陣取りて居たりし。下々の輩、心元なく存せしに、何の様子もなく上らせ給ひし。夫迄は東國勢と打交りて上らせ給ひし。東國勢は、水口の城攻に赴きければ、夫よりは道も廣くなりて、上らせられし。江州野路にて、道より右の方の小松原に屯して、又諸卒に竹葉使はせ給ふ。然れば福島左衛門大夫通られしに依つて、秀元卿、出會させられて上らせ給へば、黒田甲斐守、膳所湖水の傍に居られ、御意を得たき由申されし。甲州には、備前に居たりし岡花房・外川・明石・長舟等付き居たり。自然手籠め申すべしと存じ候かと、各其心得仕りし。秀元卿も、其御下心おはします。甲州五六間程御迎に出でて、扱も不慮の御弓矢、出來仕候と申されければ、其事に候とて、睦き體にさせ給ひ、甲州の右の手を、小手ぐるみに取り給ひて、しめつけられしに、肩迄痺れ上り、五六日右の腕不自由に候ひつる。扱々事々しき力にて候と、後に甲州申されしとなん。其時、甲州申されしは、吉川・福原申したる由候。兩人申す如く、人質に御出で候て然るべく候。此儀を申すべしと存じ、御先へ参り、

待ち申して候と申されし。秀元仰に、御内意承知候。仰の如く兩人の者共、其申事に候へども、今度の和平、我等曾て存せず候。内府へ質として出で候ても、何ぞ事に依り尋ね給ふ事もあるべきに、知らざる儀なれば、返答もなるまじく候。殊に我等儀は、輝元申さるゝに依つて、今度罷出でて候。此後輝元質に出で候へと申さるるに於ては、是非に及ばず、其時は罷出づべく候。さなくしては、誰々宣ひ候とも、出づまじく候。兎角輝元に用談の事共候間、我等は大坂へ下り候と言破らせ給へば、甲州は、呆れたる體にて居られしぞかし。甲州、秀元の御力、事々しき由申されたるは、さもあるべき事なり。一年釜山浦におはせし時、春雨のそぼ降りて、徒然なりし日、小姓共腕押を仕れと宣ひて、夫々に相手を定め、腕押をせさせ給ひしに、勝ちたるは笑を含み、負けたるは心地を損じ、底腹立てゝ居たりしに、各腕押したる返報に、盤持をして見すべきぞと宣ひて、將棋盤を取寄せ給ひ、此上に鐵炮を、置かれ次第に置き候へと仰せられし。三文目五分ずの鐵炮八挺置きたりしを持ち給ひけるが、是は輕きぞ、何卒搦み付けて、今五六挺も置き候へと仰せければ、馬の手綱に

て搦み付けて、十三挺置きたりしを、ひしぎに持たせ給ひ、十五疊敷の書院の壁傍を、三返持ちて廻らせ給ひ、そろりと本の所に置かせ給ひし。終に御力業見申したる事もなかりしに、奇特の儀とて、各舌を巻きてありしに、齋藤孫左衛門とて、形の如き大の男の、飽迄肥満したる者ありしに、此盤の上に立ちて居候へと宣ひて、夫を立たせて、又ひしぎに持ち給ひ、最前の如く、座中を持ちて廻らせられ、そろりと置きて、孫左衛門を下させ給ふ。彼者申しけるは、少しも盤傾くか、又は搖ぎなど仕たらば、中々何として立ちて居申すべきぞ。只疊の上に立ちて居申したる如くに候ひしと申し。實に少しも搖ぎ申すならば、立ちては居られ申すまじきに、能御力強き事ぞと、各膽を潰し申し。ぞかし。此の如くおはしければ、甲州の肩迄瘳れ、久しく痛みたりと宣ひしは、尤の事ぞと申し。なり。

一、安國寺事、江州八幡山迄召具せられし。路次中幾度か、安國寺、此勢の中に居らるべしとて、尋ねけれども、能く密して召連れられし故、尋出さず。然れば根來の普門院といひし山伏、名譽の鐵炮の達人たるに依つて、秀元卿召抱へられ、此陣へも供奉

せし。安國寺に會して申しけるは、今日の如く、明日も定めて御手前様を尋ね申すべし。然る時は、大事の儀と存候。我等は此方角の案内を、能く存じて候へば、何方へなりとも、仰に任せ送り届け申すべきは、如何にと申しければ、安國寺大に喜び、秀元卿へ申されしは、普門院を、私へ御添へて下され候へ。志す方御座候へば、案内者に頼み申度由、申されしに依つて、則ち御同意なされ、普門院を遣されし。然れば舟にて北近江へ渡り、鞍馬へ上り、月清院を頼み申されし。此月清院は、安國寺取立て、院家に仕据ゑ、輝元卿の祈願所と定められ、安國寺の恩を、深く請けたる人なりし故に、一心はあらじと頼まれしも理なるかや。然るに月清院、一夜抱へ置き、殊の外、落人の穿鑿稠しく候間、當山に御忍び候事なり難く候。所を御替ありて然るべき由申すに付きて、下京に知人ありて、夫へ越し、忍びて居られし。亭主、如何様にも能く隠し申すべきなれば、御心安く思召候へと、頼もしく申し、處に、月清院、安國寺の宿を知りて、誰人に頼りけるか、安國寺隠れて居られ候。宿を存じたる由、井伊侍従に告知らせしに依つて、則ち安國寺を生捕るべしとて、月清院が案内者を先に立て、大勢

來りし。北村五郎左衛門といひし者、安國寺取立の者にて、尺寸も傍を離れず居ければ、大勢の者を見て、是は安國寺捕りに來るぞと思ひ、生捕にはせさせまじきぞとて、安國寺を切りし處に走り懸り、五郎左衛門を捕へんとせしに付きて、安國寺左の膝先に、小刀あたりし。其刀にて捕手を二人切伏せ、三人に手を負はせけれども、大勢の事なれば、五郎左衛門打たれ、安國寺も生捕に逢はれしぞかし。月清院が行跡、釋門といひ、不道の振舞、人倫にあらずと、聞く人毎に、惡まぬ者はなかりしとかや。一、秀元卿は、黒田甲州に逢はさせ給ひて、其儘大坂へ下らせ給ふ。伏見を、日の入相に通らせ給ひし。伏見の屋敷々々は、悉く明けたりし。輝元卿の御屋敷も、番の者、張付などを切捲つて取り、金物迄迦取りて、大坂へ下りしとなり。秀元御屋敷には、内藤總兵衛罷居て、御通の時、川傍迄出で申しければ、屋敷ども悉く明けたりしに、一人今迄罷居たる事、神妙の覺悟淺からずと、御褒美まし、て、大坂へ召具せられしなり。楮橋本にて、下々に兵糧使はさせ給ひて、其夜、大坂へ下らせ給ふに、出口にて夜明けて、大坂へ着かせ給ひしに、京橋の門に、増田右衛門尉、番の者を置き、理不盡

に人の出入を止めしに依つて、備前島の少し上の家村に控へさせ給ひて、大坂へ通達まし／＼ければ、輝元卿より、兒玉若狭・旗本中務を御迎に差出され、大坂へは、供衆少し召連れられ候へ。大勢は無用に候。十五六人にて然るべき由仰に付きて、二十人召連れられ、總の人数は、木津の御屋敷に居候へとて遣されし。小勢にて、大坂へ入らせ給へとありし事は、美濃表にて、秀元、家康へ味方させられし由、雜説申すに付きて、此の如しとかや。秀元、輝元卿へ御出ありしに、いかにもゆるらかなる體にて、間には、長袴など着して居たる者共ありしを、秀元御覽ありて、肝を潰させ給ひ、言語道斷の爲體なり。先づ持口を定めらるべしとて、熊谷豊前守元直を召具せられ、持口など定めさせ給ひてこそ、番衆以下心付きたる體にてありし。中々の形勢なりしぞかし。秀元卿人衆共、木津の御屋敷に在之内、御納戸衆に、惠閑といふ者ありし。不道至極の者にて、御納戸にありし物共少々取りて、我等は御使として、山口へ下る由を言觸らし、倉の符を切米を出し、船中の扶持方なりとて、恒富次右衛門といひし者の舟にて下るべしとて、米を入れんとせしに、次右衛門、是は不審な

る事なり。御使に差下されなば、何れの舟に、此者を載せて下るべき由、御前衆より仰せらるべきに、さなき事は不審なり。然れども御事多くて、左様之なき儀もあるべきなれども、此節、證據もなく、罷下る事はあるまじ。之を載せざる由、後に御咎あらば、夫は申譯もあるべしと思ひ、我等舟は、御前衆より、御手形なくば、載せ申す事なるまじきとて、載せざりし。警固衆の舟、數十艘ありければ、其舟此々と申しけれども、次右衛門が申す處尤と存じ、何れの船頭も載せざりし。然れば御手舟の内、檜垣源右衛門といひし者、船頭して居たりし舟を、源右衛門をたぶらかし、乗りて下りし。然れば大野總左衛門・中村彦作・世良孫七、彼等をもたぶらかし、引連れて下りし。大野總左衛門は、柳生松右衛門弟子にて、兵法を能く仕りし故、打太刀の爲めに召抱へられたる者なり。山口へ下り、うかくと居ける由、秀元卿聞召され、御留守居の宍戸善兵衛所へ、此者共成敗任るべき由、仰遣はされければ、總左衛門をば、小郡の濱口三右衛門といひし者に申付けて討たせ、惠閑と孫七は、善兵衛が者打ちてけり。彦作は見えざりしかば、定めて親の勝右衛門所に居るべしと思ひ、勝

右衛門を呼寄せて尋ねければ、中々我等所へ参りて候ひし。上方の沙汰、取々に申候。斯様の時節下りしは、いぶかしきの事に候。定めて走りたる者にてあるべし。子にて候とても、左様の者を、一日も抱へ置く事ならず候。討つて捨てたく候へども、流石親子の間なれば、左様もならずして、何方へも罷出づべき由申して、追出したる由申しければ、善兵衛人を遣し、屋捜しなどしけれども、彼者は居ざりしとかや。翌年の春、勝右衛門、木津へ罷上り、彦作事、幼少の者と申し乍ら、不所存構ひ申す事、我等迄御悪みを蒙り申すべき事、迷惑仕候間、彌御心も和ぎ申さずば、切腹仕るべしと存じ、罷上り候由申上げければ、秀元卿聞召され、身を捨て、上りし事を感せさせられ、子の罪、親にかゝらずといひ、殊に其時の事、親知らざる事なれば、差宥さるべしとて、御赦免にて安堵仕り、罷下りしなり。此彦作は、十歳の内より、笛を能く吹きし者なり。其頃、牛尾彦左衛門入道玄笛とて、隠なき笛の名人、總て諸藝の證として、之を賞翫す。幸ひ當家より出でたりし者なるに依つて、彦作を數年、玄笛に附け置かせ給ひしに、笛器用なりとて、玄笛能く傳受せさせし。幼少の者の藝

奇特なりとて、大名衆、能にても拍子にても、興行の時は雇ひ給ひて、安藝宰相殿の小笛とて、都鄙に其名を得たる者なり。六七ヶ年以後、秀元卿仰に、彦作事、未だ若年故、何心もなく、惠閑といひし奴に誘はれて、今流浪の身となりて、何方にぞ居るべきなれば、召返さるべしとの仰にて、召出されさせ給ひ、彌兵衛に罷なりし。俗知もさか／＼しきに付、後には御用ども、調の者に仰付けられしなり。

一、秀元卿は、最前吉川・福原御持懸りの國相違なき様に、和平の取拵へ仕りたると申す事、兩人共に、淺墓なる分別なりとて、左様はあるまじきものと、初より思給ひしに依つて、何卒内府違返し給はざるやうに、堅めたき事と思召し、天王寺の岡山に、礮谷といひし者居たりし。是へ御越ありて、城をかし候へと仰せらるべし。かし申すまじくと申すならば、押して城を取りて、覺悟を堅めなば、内府の奥意も聞えなん。毛利の家、國數多ければ、次手を以て亡さんと思ひ給ふならば、木津にて蓬き死をせんより、岡山の城にて果てたらば、後代の嘲は遁るべきか。又内府、弓箭に勝ち給ひたれども、未だ上方の者には、心を置き給ふべきなれば、是は大事ぞと

思ひ給ひて、持懸りの國、相違なき事もあるべきか。斯様ならでは、覺束なき和儀の調へやうなれば、此の如くし給はんとて、既に岡山へ向はんとせられしを、輝元卿聞付け給ひ、是は一大事の儀を思立ち給ふぞや。其儀ならば、唯一所にて、同前に果すべきなり。此企は然るべからずと仰に依つて、是非なく止まらせ給ひてけり。

一、上方の將達は、内府より以前に、大津迄上りて、内府の御着を、數日待ち給ひし。其時五、六人寄合ひ密談せられしは、各秀吉公の御恩を深く請けし事、自他以て存じ忘るべきにあらず。然るに今度、家康の味方として粉骨を盡し、是迄上りし事は、侍の義理の道ぞかし。然る所に秀頼公を、敵方守護申し、又各が妻子多分質に取られ、廣島へ下りたる由申すなれば、秀頼公と妻子を捨て、彌味方せんは、却て本意に背きたる事なるべし。然る時は、爰は分別所なるべしとて、既に弓矢に變るべき形勢なりしに、何れの將申されけるにや、先づ大坂へ使を遣し、輝元の様子を見定め、其上にて評定をなすべきかと申されしかば、此儀尤なりとて、福島左衛門大夫・黒田甲斐守・藤堂佐渡守三人より、輝元卿へ申されしは、御弓矢此の如く成行き、御和平調ひ申し

たる事なれば、早々西の丸を明けさせられ、家康へ御渡なされ然るべき由、申越されければ、則ち木津の御屋敷へ移らせ給へば、大津の衆中、偕は何事も入らず、天下の治り此上なし。最前密談せし事、互に能々隱密あるべしと、口を堅めあひ、喜び給ひしとかや。秀元卿仰の如く、岡山に楯籠りましくして、和議の堅めをさせられ給ひなば、疑なく御勝手になるべきものをと、各申しよぞかし。輝元卿木津へ御移りの事、秀元へ仰もなく、西の丸を早や御出ありて、路次より御使を以て仰せられし。秀元卿は、札の辻の御屋敷におはしまして、此御使を聞かせられ、御落涙ありて仰せけるは、偕々是非に及ばざる事なり。最前此弓矢企の時、陳言を以て種々申したりしを、用ひ給はずして、斯く成行きしにも懲り給はず、又木津へ移らせ給ふを、我に御知らせなき事よ。縦ひ木津へ御移りなるとも、時分も様子もあるべきものを、兎にも角にも謂はん言の葉もなしと宣ひて、御腹立ありしなり。

一、輝元卿、今に於ては御法體ありて、内府へ御禮に出でさせ給ふべしとて、御法名の儀、大徳寺の玉仲和尚へ仰せらるべしとて、粟屋四郎兵衛を差上されし。然れば

寺の傍近き家にて、装束など改め、和尚へ参るべしとせし所に、大徳寺門前の者共之を見て、落人來りたるぞ、各出合ひ討取り候へと觸廻り、時の間に二三百程群り、四郎兵衛を取籠め、鎧・長太刀の鎧を迦し、打つて懸らんと犇きしを、四郎兵衛武勇の者にて、少しも騒がず、鎧を構へて、近寄る者あらば、逐一に突いて刃ぬべきぞ。是は落人にてはなし。玉仲和尚へ使に参る者なり。不審ならば、和尚へ尋ね候へ。過したらば、後々迷惑に及ぶべきぞといひければ、夫を聞き、打つても懸らず取巻き、玉仲へ尋ねしに、和尚より人を出され、様子を尋ね聞き給ひ、苦しからざる人なり、異儀なく寺へ入れ候へと宣ひしに依つて、悉く引退く。四郎兵衛、玉仲へ參會して、輝元仰の趣を申し、御法名の書物を請取りて下りし。御法名は天樹院雲岩宗瑞と申すなり。四郎兵衛勇にあらずば、其時、むだくと夫死すべきに、勇故に使を仕濟まし下りたりと、各感せしなり。

輝元落飾

一、輝元卿は、御法體まし／＼て、内府へ御禮に出でさせられし。先様にての御仕合如何あるべきかと、下々心元なく存じ、御歸を待兼ね申しけるに、御仕合能く御歸

りなされ、各安堵せしかども、種々雜説多くして、下々に至る迄、氣を詰めて居たりしに、或時、木津の葦原の深さ淺さなどを、二三千人來りて踏みて見る體にてありければ、いかさま御屋敷へ、人數など差向けらるべき爲ならんと申しけれども、さもなくして、頓て諸國の配分相濟み、宗瑞公へは、周防・長門進せられ、殘七箇國をば、奪はせ給ひしなり。

一、家康公・秀忠卿、大坂におはせし時、秀忠卿、榊原式部大輔を以て、藤堂佐渡守・古田織部兩人へ仰せられしは、秀元は、秀吉公の時より、朝暮相馴れし、殊に武勇の譽ある人なれば、彌親しくせんと思ふ。唯今、周防・長門を宛行はれし事、長門の國は、秀元領知候やうにと思ふ事なれば、此由、申渡すべしと仰に付きて、兩人の衆、秀元へ、此の如くの仰に候。殊に長門の國は、最前より御持懸りの事に候へば、秀忠卿仰と申し、旁以て然るべき儀に候。急ぎ御禮仰上げられ候へと申されければ、秀元の仰に、思召寄の所忝き儀に候。されども二箇國の内を、我等一箇國取り候ては、宗瑞何とも仕るべきやう之なき事に候へば、左様はなり申すまじく候と宣ひければ、

兩人衆、左様申したらば、兩人の者、申様悪しき様に、大納言殿思召さるべきなれば、迷惑仕る事に候。是非御禮仰上げられ候へと、申されしと雖も、此儀に於ては、確となり申さず候。御前の事は、能き様に仰せられて給ひ候へとて、宗瑞公へ兩人罷越し、此の如く申され候へども、我等は斯くこそ申して候へ。十箇國に及び、罷居たる諸士、二箇國に群り居たりとも、難儀なる事に候。夫を我等一箇國取り候ては、何ともさせらるべきやうあるまじく候。重ねて又仰せ候とも、此儀は同心仕るべからず候間、御心安く思召し、御家人共の御仕置をさせられ候へ。我等は兎角藤七郎殿へ對し、隠居仕るべしと存じ候上は、別條の儀なく候。下々の者共置き申すべしとて、長門の豊東・豊西・豊田、此三郡取らせられて、長府を御座所に定めさせ給ひしなり。

一、秀元卿、長府に御在身ありし處に、江戸へ下らせ給ひ候へと、奉書到來にて、頓て江戸へ下らせられ、御在江戸の内、姫君様京都にて御他界なされ、物憂き分野にてぞありし。其後、家康公・秀忠公仰にて、家康公の御連枝、松平因幡守殿御息女を、家康公の御子にさせられて、御縁邊御調へありしなり。

一、關ヶ原御陣以後、江戸の御城大普請、諸大名衆調へ給ふ。秀就卿は、證人として、江戸天徳寺におはしまし。然れば宗瑞公より、秀元に家督を渡したれば、秀元、兩國の者を召連れ、江戸の御普請調へ給へ。兎角藤七郎事は、御方へ、最前より進じ置き候上は、成人して當家を踏むべき者と見給ひ、彼に家を譲り給はんも、又は其器にあらざる者と見給ふならば、一族中、御方見立次第、家をば譲り給へ。此儀全く疑ひ給ふべからずとて、輝元卿御自筆の誓紙を、秀元卿へ進せられしぞかし。秀元、江戸へ下らせられ、御普請仰付けられしに、數度の町場、人先に調へさせ給ひて、兩御所御感ありしなり。

一、家康公は、駿河に御座を構へさせ給ひ、秀忠公、江戸に御座ありしに依つて、相公、一年江戸へ下らせ給ひ、九月九日に江戸着御座ありし。未の歳にてありし。其年の暮、福原越後、駿河へ參上申し、に、家康公御誕に、秀元在江戸の事なれば、諸役御除あるべく候。江戸へも此旨仰達せられし。定めて秀忠より、仰出さるべき由御誕なり。福原、夫より江戸へ參上仕り、登城致しければ、秀元、諸役御除なされ候間、宗瑞

へも、其段申すべしとて、奉書をなされしを、福原、萩へ持参申し、秀元卿へも、奉書御目に懸けしに依つて、御禮の爲め登城まし／＼ければ、秀忠公御直に、忝き御誼ありしとかや。其後、秀元卿は、秀就へ、家督を譲らせ給ひて、秀就を長門守になし給ひ、随分取立て、當家續くやうにと、秀元御心盡させ給ふ事、淺からざりし事なり。之を諸將感じ給ひてけり。斯く御心を碎かれ、侍従官の儀迄、御精を盡され調へさせ給ひし。秀就卿、此御恩を曾て思ひ當らせ給はざりし事、能く闇愚の將ならんかとなり。一、其後、秀就卿を、越前中納言殿の聲にさせられ、伏見にて、此御祝儀の御饗、中納言殿させられしに付、宗瑞も、御出候やうにと仰せられしに、秀就は、秀元より家督を請取り申したる事に候へば、秀元を召寄せられ候へと、宗瑞公、御理に依つて、相公へ、中納言殿より仰越され、御出ありし。式正の御饗、金銀を鏤めたる粧なり。三河守殿御自身加用させられ、獻々の御賀、夥しき事、いふに言葉も足らざるべし。其上にて秀元卿へ、當座の御刀、并名馬を遣されしなり。

毛利秀元記 卷之五 大尾

大正四年八月十二日印刷
大正四年八月十五日發行

國史 西國太平記 全
叢書 毛利秀元記 全

定價金 一圓



編者 黒川眞道
發行者 國史研究會
右代表者 小瀧淳
印刷者 楠山定吉
印刷所 友文社

東京市本郷區駒込林町二二四番地
東京市神田區三崎町三丁目一番地
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所

東京市本郷區駒込林町二二四番地
振替貯金口座東京二七〇二四番

國史研究會



